

令和3年3月 第1回佐々町議会定例会 会議録（1日目）

1. 招 集 年 月 日 令和3年3月9日（火曜日） 午前10時00分

2. 場 所 佐々町役場 3階 議場

3. 開 議 令和3年3月9日（火曜日） 午前10時00分

4. 出席議員（10名）

議席番号	氏 名	議席番号	氏 名	議席番号	氏 名
1	須 藤 敏 規 君	2	浜 野 亘 君	3	永 田 勝 美 君
4	長 谷 川 忠 君	5	阿 部 豊 君	6	永 安 文 男 君
7	橋 本 義 雄 君	8	平 田 康 範 君	9	淡 田 邦 夫 君
10	川 副 善 敬 君				

5. 欠席議員（なし）

6. 法第121条による説明のための出席者職氏名

職 名	氏 名	職 名	氏 名	職 名	氏 名
町 長	古 庄 剛 君	副 町 長	中 村 義 治 君	教 育 長	黒 川 雅 孝 君
総 務 理 事 兼 事 業 理 事	松 本 孝 雄 君	総 務 課 長	山 本 勝 憲 君	企画財政課長	藤 永 大 治 君
税 務 課 長	大 平 弘 明 君	住民福祉課長	今 道 晋 次 君	保険環境課長	安 達 伸 男 君
建 設 課 長	川 崎 順 二 君	産業経済課長	藤 永 尊 生 君	水 道 課 長	橋 川 貴 月 君
会 計 管 理 者	内 田 明 文 君	教 育 次 長	水 本 淳 一 君	農業委員会事務局長	金 子 剛 君

7. 職務のための出席者職氏名

職 名	氏 名	職 名	氏 名
議 会 事 務 局 長	松 本 典 子 君	議会事務局書記	濱 野 聡 君
議会事務局書記	山 下 慶 君		

8. 本日の会議に付した案件

開会

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 会期の決定

日程第3 諸般の報告

1 議長出席会議報告

(1) 長崎県町村議会議長会 議長会議

(2) 長崎県町村議会議長会 第72回定期総会

(3) 長崎県町村議会議長会 議長会議

2 議員派遣結果

(1) 佐々町議会先進地視察研修

日程第4 広域連合議会議員報告

(1) 長崎県後期高齢者医療広域連合議会定例会について

日程第5 委員会報告

1 総務厚生委員会

(1) 所管事務調査

① 条例等について

② 総合計画・総合戦略について

③ 学童保育について

④ 介護保険について

2 産業建設文教委員会

(1) 所管事務調査

① まちづくりについて

② 上下水道事業について

③ 農林業について

④ 事業の進捗状況調査について

3 新庁舎建設に関する調査特別委員会

(1) 特別委員会調査

① 新庁舎建設に関する調査について

日程第6 一般質問

(1) 8番 平田 康範 議員

(2) 1番 須藤 敏規 議員

(3) 9番 淡田 邦夫 議員

(4) 4番 長谷川 忠 議員

9. 審議の経過

(10時00分 開会)

— 開会 —

議長（川副 善敬 君）

皆さん、改めまして、おはようございます。ただいまから令和3年3月第1回佐々町議会定例会を開会します。

開会にあたり、町長から御挨拶を頂きます。

町長。

町 長（古庄 剛 君）

皆様、おはようございます。本日、令和3年の3月、佐々町議会の第1回の定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様方には大変お忙しい中に御出席を賜りまして、誠にありがとうございます。

新型コロナウイルス感染について、首都圏の1都3県で出されております緊急事態宣言が、感染者が十分に減少していないということで、3月7日までの期限を2週間延長されまして、3月21日までとなっておりますわけでございます。

県内では、昨日、新型コロナウイルスの感染は、新たな感染者の発表はありませんでした。1日には、発表されます県内の新型コロナ感染者につきましては、ゼロになるのは、今月の1日から昨日までで8日間連続ということになっているわけでございます。8日連続で新規感染者がゼロとなりますのは、昨年の9月15日から30日までの16日間に続きましてゼロということになっているわけでございます。

新型コロナ感染症に係る長崎県の対応も、2月26日に示されましたことを踏まえまして、本町としまでも新型コロナウイルス感染症の終息に向けて、感染症の拡大防止に努めていかなければならないのではないかと考えておるところでございます。

町民の皆様には、引き続き大変御不便をおかけいたしますが、感染拡大防止と、それから地域経済活動の両輪のために、体調管理に十分御留意を頂きながら、健康保持に努めながら、マスクを着用する、それから小まめに手洗するなどの徹底した感染予防を重ねてお願いを申し上げたいと思っております。

さて、今回提案いたします議案につきまして、25議案をお願いしているわけでございます。議員の皆様方には、大変お忙しい中ではございますけど、御理解いただきまして、全議案についての御認定を頂きますようお願い申し上げまして、開会にあたりましての簡単粗辞でございますけど、御挨拶に代えさせていただきます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

— 開議 —

議 長（川副 善敬 君）

本日の出席議員は全員出席です。

これより本日の会議を開きます。

— 日程第1 会議録署名議員の指名 —

議 長（川副 善敬 君）

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則の規定により、6番、永安文男君、7番、橋本義雄君を指名します。

— 日程第2 会期の決定 —

議 長（川副 善敬 君）

日程第2、会期の決定を行います。

3月本定例会の会期については、さきにお配りしました日程表のとおり、3月9日本日から3月22日までの14日間にしたいと思います。

日程の内容について、順を追って説明を行います。

3月9日、本会議の1日目には、まず諸般の報告を行います。

1 番目に、議長出席会議報告 3 件。

2 番目に、議員派遣結果 1 件の報告を私から行います。

次に、広域連合議会議員報告、1 件の報告を総務厚生委員長からお願いします。

次に、委員会報告です。1 番目に総務厚生委員会、所管事務調査、2 番目に産業建設文教委員会、所管事務調査、3 番目に新庁舎建設に関する調査特別委員会調査の報告をそれぞれ委員長からお願いします。

次に、一般質問です。別紙質問通告一覧表のとおり、8 名の方のうち、4 名の方の質問です。

1 日目は、一般質問終了後、散会となります。

3 月10日の本会議の 2 日目です。9 日に引き続き一般質問です。別紙質問通告一覧表のとおり、8 名のうち、4 名の方の質問です。

次に、議案審議です。議案第 5 号から議案第11号までの 7 議案です。上程順位については、議案番号順の上程を予定しています。2 日目は、審議終了後、散会となります。

3 月11日、本会議の 3 日目です。10日に引き続き議案審議です。議案第12号から議案第17号までの 6 議案です。上程順位については、議案番号順の上程を予定しています。3 日目は、審議終了後、散会となります。

3 月12日、本会議 4 日目です。11日に引き続き議案審議です。議案第18号から議案第28号までの11議案です。議案第21号から議案第28号までの議案については、令和 3 年度予算関連となりますので、一括議題とし、施政の概要と予算説明書の説明を求め、説明後、議案第21号から議案第28号までの各会計のかがみの朗読を各担当課長に行っていただき、その後、延会となります。

次に、後半の 3 月19日、本会議の 5 日目です。令和 3 年度当初予算の議案審議で、議案第21号から議案第23号までの 3 議案を予定しています。審議終了後、散会となります。

3 月22日、本会議 6 日目です。令和 3 年度当初予算の審議で、議案第24号から議案第28号までの 5 議案と、発議第 1 号、意見書第 1 号を予定しています。その後、閉会中の委員会継続調査、閉会を予定しています。

なお、日程については、議事の進行により時間の延長もあろうかと思いますが、あらかじめ御了承いただきたいと思います。

以上のような手順で進めたいと思います。

本会議は、3 月 9 日、10日、11日、12日、19日、22日です。

お諮りをします。本定例会の会議は、3 月 9 日本日から 3 月22日の14日間に決定することに異議ありませんか。

（「異議なし。」の声あり）

したがって、本定例会の会期は、3 月 9 日本日から 3 月22日の14日間に決定しました。

日程表に従って議事を進めていきます。

— 日程第 3 諸般の報告 —

議 長（川副 善敬 君）

日程第 3、諸般の報告に入ります。

まず、議長出席会議報告の 3 件を私のほうから行います。

諸般の資料 1 です。諸般の報告 1 番目は、資料 1 ページです。長崎県町村議会議長会議長会議が、令和 3 年 1 月26日、川棚町中央公民館 2 階講堂にて開催され、長崎県町村議会議長会定期総会に向けての事業計画（案）、予算（案）、議長会職員の再任用に関する規程（案）等につ

いて協議を行っております。

次に、資料の3ページから14ページです。2番目は、長崎県町村議会議長会第72回定期総会が、令和3年2月12日、長崎県市町村会館で開催されました。会の冒頭、表彰が行われ、自治功労として3名の方にそれぞれ伝達されました。

続いて、議事として4ページから14ページです。報告第1号会務報告が提出され、承認されました。内容は、4ページから7ページのとおりです。

続いて、8ページから12ページ、議案第1号令和3年度長崎県町村議会議長会事業計画案が提案され、原案可決されております。

続いて、13ページ、議案第2号令和3年度長崎県町村議会議長会歳入歳出予算案が提案され、原案可決されております。

最後に、14ページです。決議案が提案され、採択されております。

次に、資料の15ページです。3番目は、長崎県町村議会議長会議が、令和3年2月26日、長崎県市町村会館にて開催されました。議長会の現事務局長が令和3年3月末で定年退職を迎え、令和3年4月から再任用とする協議がこれまで行われておりましたが、令和3年2月に現事務局長が再任用を辞退されたため、次期事務局長の選任についての協議が行われております。協議を行った結果、時津町議会事務局長が議長会の次期事務局長に選任することが提案され、承認されております。

また、給与処遇については、長崎県職員の再任用職に準ずることとされ、雇用期間については、4年（1年更新）とすることが確認されました。今後、令和3年3月までに雇用に関する規程等が新たに整備されることになりました。

次に、議員派遣結果を報告します。諸般の報告、資料2です。12月定例会の発議第5号で、福岡県須恵町、佐賀県神埼市への議会議員全員の派遣を決定しておりましたが、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、須恵町の派遣を中止とし、神埼市については、派遣議員を縮小することになりました。

令和3年1月27日に佐賀県神埼市へ、議長、新庁舎建設に関する調査特別委員3名が、新庁舎建設について、神崎市役所庁舎の視察研修へ参加しております。

また、12月定例会の発議第6号で、派遣決定しました長崎県町村議会議長会主催、県下町村議会議員研修会については、派遣先が新型コロナウイルス感染症拡大地域であるため、今回は中止となりましたことを併せて御報告いたします。

今、報告しました議長出席会議報告3件、並びに議員派遣結果1件の関係資料は、議員控室に置いてありますので、御参照いただきたいと思います。

以上で、日程第3、諸般の報告を終わります。

— 日程第4 広域連合議会議員報告 —

議長（川副 善敬 君）

次に、日程第4、広域連合議会議員報告に入ります。

長崎県後期高齢者医療広域連合議会定例会について、総務厚生委員長から報告をお願いします。

6番。

（総務厚生委員長 永安 文男君 登壇）

総務厚生委員長（永安 文男 君）

それでは、後期高齢者医療広域連合議会議員の報告をいたします。

長崎県後期高齢者医療広域連合議会、議会運営委員会及び令和3年第1回定例会の報告をいたします。

開催日時は、令和3年2月12日、金曜日、午前11時30分から議会運営委員会、午後1時から第1回定例会が、場所は長崎県市町村会館会議室で開催されました。

議会運営委員会の協議事項は、第1回定例会に係る会期及び議事日程、正副議長の選挙、議席の指定、議会運営委員の選任、議案審査の方法、経過の報告等、9件の事項が上げられ、全て異議なく定例会に上程されることとなりました。

続いて、午後1時から第1回定例会が始まり、第1号議案令和2年度一般会計補正予算（第1号）では、861万2,000円の補正を原案可決、次に特別会計補正予算（第1号）は、補正額2億8,292万3,000円について原案可決、次に、議案第3号は、令和3年度一般会計予算で、歳入歳出総額2億2,897万3,000円、議案第4号は、特別会計予算で歳入歳出総額2,265億163万5,000円となっており、共に原案可決されました。

議案第5号権利の放棄については、平成26年に九州厚生局個別指導により、誤請求が確認された平成25年度診療報酬返還金4万8,745円について、保険医療機関の破産により金銭債権を放棄するもので、原案可決されました。

また、報告第1号では、専決処分 of 報告及び承認を求めることについて、条例の一部改正として、軽減判定所得、7割・5割・2割軽減基準額の改正を、令和2年12月18日専決処分したとの報告があり、承認されました。

詳しくは、議員控室に置いてあります報告書を御覧いただきたいと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

以上で報告を終わります。

（総務厚生委員長 永安 文男君 降壇）

議長（川副 善敬 君）

以上で、日程第4、広域連合議会議員報告を終わります。

— 日程第5 委員会報告 —

議長（川副 善敬 君）

日程第5、委員会報告に入ります。

まず、総務厚生委員会の所管事務調査の報告を委員長からお願いします。
6番。

（総務厚生委員長 永安 文男君 登壇）

総務厚生委員長（永安 文男 君）

それでは、令和3年第1回の佐々町議会定例会に係る委員会報告をいたします。

総務厚生委員会の所管事務調査を報告いたします。

令和3年1月28日、木曜日、午前10時からと、2月9日、火曜日、午前10時から、役場別館会議室で開催をいたしまして、所管事務調査を行いました。

まず、1月28日分で、佐々町税外収入督促手数料及び延滞金に関する条例の一部改正についてと、新型コロナウイルスワクチン接種事業についての2件については、さきの2月3日の臨時会において、議案に係る分として報告を行っていますので、それ以外の第7次総合計画及び第2期総合戦略の素案についての概要を報告いたします。

企画財政課長と担当係長から、第7次佐々町総合計画（素案）と実行計画及び総合戦略、SDGs（持続可能な開発目標）について、また、実行計画と総合戦略の相関関係について、資料により説明を受けました。

特筆すべき事項は、まちづくりの基本方針、町の将来像として「暮らしたいばん！住むならさざ～みんなが輝き、みんなで創るまち～」とすること。まちづくりの基本目標として、1、「医療・福祉」が充実したやさしいまち、2、「教育・文化」で輝くまち、3、「生活・安全」を大切にするまち、4、「自然・環境」を守り続けるまち、5、「産業・観光」でにぎわうまち、6、「行政・財政」が持続可能なまち、7、「情報共有・協働」のみんなのまちということで、文章の整理を行った旨の説明がありました。

また、第2期佐々町まち・ひと・しごと創生総合戦略では、4つの基本目標を定め、その目標を実現するための基本的方向、数値目標、具体的な施策、具体的な取組、重要業績評価指標（KPI）に対して、29事業をひもづけしている体系の説明、その他のSDGs（持続可能な開発目標）の17の目標について、それぞれのゴールとしての仕分けを行っている内容の説明がありました。

委員からの確認として、将来展望人口については、目標年次の目標人口を設定して、施策展開をすべきではないかとの意見がありました。これに対しては、全協を行った内容で、あともうっての後日の修正ということになりました。

その他の報告として、業者の指名停止について、し尿ごみ処理について、プレミアム付商品券一次販売、売れ残り分の最終販売、県の緊急事態宣言に伴う飲食店等への営業時短要請の対応についての4件の報告を受けました。

次に、2月9日分では、条例等については、介護保険関係で5本の条例の一部改正と1本の条例の廃止について説明があり、令和3年度から令和5年度に改正する介護保険料率については、3年に1回の改正であり、来年度以降の改正は、今回は据置きと考えているということでした。

条例改正の内容については、指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令が公布されたことによる、それぞれの条項等の改正についての説明を受けました。

委員からの確認として、小規模多機能居宅介護について、今後、団塊世代が、あと二、三年したら施設に入る可能性があると思われるが、施設整備を8期計画の中で入れるという考えはあるかということに対して、回答として、策定委員会の中でもサービスの必要量という議論はありましたが、8期計画の中に新規の事業所を入れるということは、現在は考えていないと、そういうことでした。

また、地域密着型サービスで、町内にない部分について、その必要性をどのように考えているかについては、小規模多機能に医療的な看護のサービスがついていたら、看取りもしっかり対応できるという議論もあったようですが、今後、9期計画に向けての検討ということの回答がありました。

委員会からの意見として、今後、増えていくことが想定されるので、情報を密にして、どういったサービスが必要かということをも十分検討していただきたいと申し上げております。

続いて、総合計画、総合戦略についてです。前回の総務厚生委員会で指摘した部分の修正について、将来展望人口については、10年後の令和12年に1万3,900人、40年後の令和42年には、1万1,900人の目標にしますと修正されました。

そのほかに表現の問題で、追加記載の修正等がなされております。

次に、学童保育についてでは、3つの調査項目で説明を求めたもので、県内市町の状況調査、唐津市と嬉野市の運営状況、平成31年度から令和3年度に係る委託費の増加理由ということで、この委託費の増加理由については、28年度からの3年間について、27年度の実績から2,000万円

でのプロポーザルをかけたもので、ここで国との考え方の相違があるようです。

委員からの質疑では、令和4年度からも同じ考えで補助基準額でされるのかということについて、方向性をもう少し精査していきたいとのことでした。

町長からは、令和4年度に向けてどうするかは、検証しながら、今後の学童保育の在り方について検討させていただきたいとの回答がありました。

そのほかとして、核兵器禁止条約の署名・批准の意見書（案）の提出を委員会の発議で提出することといたしました。

その他の報告として、西九州させば広域都市圏連携事業の進捗状況について、ほか6件の報告を受けました。

以上、概要報告でしたが、詳しくは、お手元に配付してあります総務厚生委員会報告を御覧いただきますようよろしくお願いいたします。

これで、総務厚生委員会報告を終わります。

（総務厚生委員長 永安 文男君 降壇）

議 長（川副 善敬 君）

次に、産業建設文教委員会の所管事務調査の報告を委員長からお願いします。
2番。

（産業建設文教委員長 浜野 亘 君 登壇）

産業建設文教委員長（浜野 亘 君）

令和3年1月29日から昨日の3月8日まで、3回の産業建設文教委員会を開催しましたので、その概要を報告いたします。

1月29日の案件は、2項目、2件について所管事務調査を行い、執行部より4件の報告を受けました。

（1）農林業について。中川原地区農業用施設災害復旧工事の工事請負変更契約締結については、2月3日の臨時会で報告しましたので、省略いたします。

案件の2、その他は、ありませんでした。

続いて、その他報告に入り、執行部から4件の報告がありました。

①し尿ごみ処理について。内容は、し尿等前処理施設の建設に関連して、1月21日に関係町内会に集まっていたいただき、環境整備について協議したとのことで、以前からの要望事項が未解決で、6件ほど残っています。それ以外にはないかと確認をしており、今後協議を進めていきますと、保険環境課から報告を受けました。

委員からは、未処理の案件とは何か。差し支えなければ教えてほしいとの確認があり、今の段階では回答を控えたいとのことでした。

②プレミアム付商品券（一次販売売れ残り分）の最終販売について、内容は、一次販売は、1月22日現在で約97%を販売して、約1,700セットが残る見込みである。その残り分を1人10セットまでで、2月7日の特販会で販売したいと産業経済課から報告がありました。

③県の緊急事態宣言に伴う飲食店等への営業時間短縮要請の対応については、2月臨時会で報告しましたので、省略いたします。

④佐々町立学校における新型コロナウイルス感染者の発生について。内容は、1月13日に学校関係者で、新型コロナウイルス感染者1名が確認されました。14日は対象校を休業とし、15日は該当クラスのみ学級閉鎖し、全員をPCR検査をしました。そのほかは通常登校といたしました。18日の月曜日からは、全校、通常登校といたしましたと報告を受けました。

次に、2月8日の案件は、5項目、7件について所管事務調査を行い、執行部より14件の報告を受けました。

（1）まちづくりについて。①佐々町都市計画マスタープラン及び立地適正化計画策定業務の進捗状況について。内容は、令和2年度から3年度の事業で、まず策定に関するアンケート調査の結果報告をされました。

人口減少の中で人口密度を維持し、危険箇所を排除し、医療・福祉、買物など、暮らしやすい居住地に誘導するような区域を設定した計画書を策定することの説明を受けました。

委員からは、居住誘導区域の意義についての確認があり、生活利便性の整ったところを誘導区域と設定し、長期間にわたり誘導区域に誘導していき、安全で安心なまちを目指すとのことでした。

また、本町では、災害危険区域は該当なしとなっているが、区域の捉え方について確認があり、業者が作成しており説明できないので、次回の委員会で説明させてほしいとのことでした。この案件は、継続調査といたしました。

②道路等の愛護団体制度について。内容は、令和2年7月からボランティア団体を登録してもらい、現在まで5団体、延べ107人の活動で、町道等の草刈りなどの清掃の維持管理を団体活動をされ、助かっている。団体登録には、保険適用の関係で名簿が必要であるが、町内会単位の場合は省略可能となるので、今後は町内会としても登録してもらうようにするため、要綱を改正したいと説明を受けました。

委員からは、町民大清掃なども助成対象となるのかなど確認があり、愛護団体制度は、年間2回以上の活動で該当するので、町民大清掃を除き、2回以上を活動されれば該当することです。この案件は、継続調査といたしました。

（2）上下水道事業について。①水道事業会計継続費事業について。内容は、令和元年度に設定し、令和4年度までの事業費ですが、今年度は、元年度の通次繰越しが2件、令和2年度は7件の事業を実施しています。そのうち1件は、通次繰越しを予定していて、総額約9億4,000万円との説明を受けました。

委員からは、中央地区配水池の進入道路は、工事費が高額になっているが、令和3年中には完成するのかなど確認があり、令和3年度で配水管を埋設して終わらせる予定とのことでした。この案件も継続調査といたしました。

②上下水道料及び一般会計繰入金について、内容は、企業債の借入れでは、現在投資的事業の上限は50%までとしているが、最大75%まで引き上げ、耐用年数に応じた償還年数の設定や元金据置き方式の導入を検討します。

下水道使用料についての検討結果は、今後、10年間で1㎡あたり、40円引き上げることに落ち着いて、試算では、令和4年度に20円を引き上げ、その後、20円を引き上げることと、繰入総額、約35億円、基準外繰入額の総額が約4億円となります。

上水道については、起債の借入れ率を75%に引き上げることで、現在7億4,456万円ある留保財源は、取り崩すことにはなるが、令和12年度には約2億円を確保できるのではないかと説明を受けました。また、町長から、下水道の基準外繰入れについては御理解をお願いしたいとのことでした。

委員からは、説明があった起債償還を元金据置きにした場合は、国からの指導に影響しないのかなど確認があり、要件的には満たしているとのことでした。また、上水道の料金は据置きにして大丈夫なのかなど確認があり、料金改定は必要ないということではなく、今後検討の時期が来るのではないかと考えているとのことでした。

（3）農林業について。①大新田排水機場1号排水ポンプ補修の工事請負変更契約締結について。内容は、令和2年度から3か年事業で進めている大新田排水機場の長寿命化対策で、ポンプのオーバーホールを行った結果、主軸に深刻なさびが発生しており、主軸芯棒の交換が必

要で、製作に2か月間必要となりました。そのため、約1,000万円の予算の補正が必要となり、その後、変更契約締結と、繰越手続を議会に提出したいと説明がありました。

委員からは、主軸芯棒は、研磨では無理とのことだが、インペラも交換するのかの確認があり、インペラは良好な状態ですので、再利用するとのことでした。

また、今後の計画では、2号機や3号機のポンプもオーバーホールをする計画で、高額なので劣化状態を早く把握できないものかの確認があり、耐用年数は40年で、経過年数はまだ26年であって、長寿命化対策で分解して整備していますので、開けてみてからの判断になるということです。

（4）事業の進捗状況について、投資的事業の進捗状況調査について、建設課、水道課、産業経済課、教育委員会から事業の進捗状況の報告がありました。

（5）調査案件のその他については、特にありませんでした。

続いて、その他報告に入り、執行部から14件の報告がありました。

①事業の繰越について。内容は、国の3次補正予算に関連が3件、1つ目が道路橋定期点検業務委託で24橋を予定、2つ目が、令和3年度までの2か年事業の橋梁長寿命化対策（平田橋補修工事）、3つ目が、同じ橋梁長寿命化対策（石木場2号橋、歩道橋ほか1橋補修工事）、4つ目の公園長寿命化工事（千本公園遊具2基）、合計4件を補正し、繰越手続をお願いしたいと報告を受けました。

②私債権管理条例案について。内容は、私債権管理条例の素案を作成したが、附随する規則や事務処理要領の整備が必要なので、今後十分検討して行いたいと報告がありました。

③西九州自動車道について。内容は、1つ目が、西九州自動車道の松浦佐々道路は、事業の進捗率は約20%で、町内区間での用地交渉が行われ、契約が済んだ方がおられるとのことでした。2つ目が、西九州自動車道4車線化事業の佐々区間の状況は、令和6年2月までの工事で、株式会社フジタ・大豊建設株式会社のJVで、ジョイントベンチャーで、道路の下部工を施工されます。上部工は、今後、NEXCO西日本が発注されます。3つ目が、2月13日、平戸市で開催予定の西九州自動車道建設促進大会は、新型コロナの関係で中止となりましたと報告、説明がありました。

④佐々川の伐採、浚渫について。内容は、県工事で進めている市瀬の横手井堰から新佐々橋下流域まで、樹木等の伐採と栗石等を掘削してもらっている事業で、令和3年から令和4年度までの神田市瀬橋まで伐採や浚渫を予定していますと報告を受けました。

⑤事業の繰越について。内容は、令和2年の農地災害1件、角山免前田の田の崩落と農業施設災害2件、木場免開の水路崩壊と松瀬免江里ノ上の水路の崩壊の復旧工事を5月まで完成し、全額補助のため池12か所を追加し、ハザードマップ作製業務委託を8月まで、また大新田排水機場の補修も5月までの繰越をお願いしたいと報告を受けました。

⑥地方創生事業、駅舎改修について。内容は、令和2年から3年度の事業で、2分の1の交付金と起債により、佐々駅舎を改修し、観光情報センターを佐々駅に移転して情報発信を行い、観光交流の活性化を図ることや特産品開発を目指していますと報告を受けました。

⑦事業の繰越について。内容は、2件ありまして、1つ目が社会資本整備総合交付金事業で、2分の1の補助金が措置され、今年度から実施設計に着手する。2つ目が、令和3年度に予定していた大新田中継ポンプ場耐震対策工事、中央地区雨水排水の3号幹線と2号支線のバイパスを設ける中央地区5号雨水支線整備工事について、3月補正し、繰越手続をしたいと報告を受けました。

⑧雨水排水事業の経過について。内容は、平成29年から下水道事業団に小浦ポンプ場長寿命化改築工事委託をしていましたが、2月で工事が全て完了しました。総事業費は4億1,800万円となったと報告を受けました。

⑨農業集落排水事業特別会計について。内容は、この特別会計は、令和2年度末で廃止の考

えだったが、志方地区の公共下水道への管渠接続が年度末での完成ができず、角山地区のみ下水道事業会計へ令和3年4月から組み入れる予定で、農業集落排水事業特別会計は残しますと報告を受けました。

⑩事業の繰越について。内容は、学校関係が2件、補助事業、デジタル教科書購入、教職員の研修強化、社会教育関係が3件、建物災害共済保険、昨年の台風被害による補修工事が繰越事業となったと報告を受けました。

⑪新型コロナウイルス感染症拡大に伴う町の対応について。内容は、1月5日開催予定だった成人式を中止したことにより、成人者155人の方への観光切手シート、フォトフレームの記念品を発送しましたと報告を受けました。

⑫西九州させば広域都市圏連携事業の進捗状況について。内容は、現在実施している連携事業について各課から報告をしてもらい、令和3年度からの新規の連携事業について説明を受けました。

⑬西九州させば広域都市圏連携事業の新規加入について。内容は、島瀬美術センターで開催される展覧会において、芸術鑑賞の機会の提供のため、中学生に無料鑑賞券を配布する事業と報告を受けました。

⑭第7次総合計画及び第2期総合戦略の素案について。内容は、町政の基本となる計画である総合計画を現在策定中で、基本構想が10年、実行計画が5年、それを包含した総合戦略が5年の計画ですと報告を受けました。この件については、町政全体を知っておく必要があり、全員協議会の開催を議長に相談しました。

次に、昨日の3月8日の案件は、2項目、2件について所管事務調査を行い、執行部より2件の報告を受けました。

（1）農林業について。大新田排水機場1号排水ポンプ補修の工事請負変更契約締結について。前回の委員会で指摘されていた工事額について、見積りを徴収し、精査した結果、大幅な減額となり、変更契約額が837万1,000円の増額で、予算の補正額は約250万円となったと説明を受けました。

委員からは、「前回の説明から工事費が減額になった主な理由は何か」との確認があり、「材料費は少額であるが、追加する全ての材料に諸経費をみていたが、対象にならないものまで含めていたため、大幅な減額になった」とのことです。

②その他では、大新田排水機場の点検時の騒音と桜堤の駐車場についての調査をしました。続いて、その他報告に入り、執行部から2件の報告がありました。

①事業の繰越について。内容は2件ありまして、江里川支流護岸整備工事は最終年度ですが、試掘したら個人宅水道管があり、水道管の切替えと特殊作業で工期がずれ込んだため。それから2点目が川添川支流整備工事で、虹の里の手前付近ですが、年度末で材料製造が遅れたことと、雨が降った後、日陰のため表土が乾かず施工できない状況になった。いずれも繰越事業をお願いし、4月末までには完成させたいと報告を受けました。

②その他では、2件の報告がありました。その他、詳細につきましては、お手持ちの産業建設文教委員会所管事務調査を御覧ください。3月8日分は、申し訳ございません。まだ調っておりません。

以上で、産業建設文教委員会報告を終わります。長くなり、すみませんでした。

（産業建設文教委員長 浜野 亘 君 降壇）

議長（川副 善敬 君）

次に、新庁舎建設に関する調査特別委員会の調査報告を委員長からお願いします。
2番。

（新庁舎建設に関する調査特別委員長 浜野 亘 君 登壇）

新庁舎建設に関する調査特別委員長（浜野 亘 君）

新庁舎建設に関する調査特別委員会を令和3年1月13日、2月4日及び3月3日に開催しましたので、その概要を報告いたします。

それでは、日付ごとに会議の報告をいたします。令和3年1月13日、第7回新庁舎建設に関する調査特別委員会では、2項目、2件について所管事務調査を実施しました。

（1）新庁舎建設に関する調査について。①第1回新庁舎デザインワークショップ等の結果について。昨年11月29日に第1回目のワークショップを開催しました。51名の参加で様々な意見が出ました。また1月17日に予定の第2回目は、新型コロナ感染拡大防止のため、延期をしました。

設計者側が設置予定の佐々町ミライセンターは、1月16日にオープンされますが、お披露目会も延期されます。第1回ワークショップ参加者の方へは、ニュースレターを添えて延期の通知をすることとします。また、職員ワークショップは、30名程度で本日午後から開催していると、説明を受けました。

設計者側から、第1回のワークショップは、新庁舎のアイデアをみんなで考えるというテーマで開催しました。6班に分け、町の良いところ、町の課題について書き出し、新庁舎でやりたいこと、受けたサービスで意見交換し、班ごとにまとめて発表をしていただいたところです。意見は、ニュースレターの裏面に記載しています。次回は、新型コロナ感染拡大が少し落ち着いた頃に開催したいということです。

委員からは、概算工事費は、3月に出てくるのか。喫煙所を設けるか。議場はフラットにして多目的に活用するのか。植栽の管理はどのようにするのか。現庁舎の備品の使用をするのか、しないのか。駐車場の問題など決めておく必要がある。測量設計と地盤調査についての確認があり、図面案は、1月末日から2月初旬に提示し、概算工事費は4月末日までには出したい。測量調査は報告書を待っている段階で、地盤調査はこれから発注することとします。ワークショップでの意見を全て取り入れるのか。水害対策のための嵩上げを50センチメートルほどすることとしますが、考え方についての確認があり、採用するかしないかは別として、意見は全て考えるということで行っています。水害対策は、排水の面を含め、勾配などを十分に考えていきたいということでした。

また、敷地内に消防詰所の建設をされるのか。庁舎に木材はどの程度使用されるのかの確認があり、消防詰所は未定で、県産材の使用については、補助金は多くつかないので、検討はしますが、まだ具体的に考えていないということでした。

さらに、ワークショップでは、イベントホールを建設する感覚なので、参加者はどのように募集されるのかの確認があり、多くの方の意見を聞きたいところですが、コロナ禍であるので、30名程度で地域のリーダー的存在の方に来ていただきたいということでした。

駐車場の管理をしっかりとするため、今回は有料化も検討する考えについての確認があり、庁舎建設に際し、駐車場の運営の在り方を整理したいということです。

以上のとおり、課題があり、継続調査といたしました。

続いて、2月4日、第8回新庁舎建設に関する調査特別委員会では、2項目、2件について所管事務調査を実施しました。

（1）新庁舎建設に関する調査について。佐々町庁舎建設工事基本設計・実施設計業務のスケジュール変更について。町民向けのワークショップを開催予定していた1月17日は、新型コロナの感染拡大防止で延期したことにより、職員ワークショップも3月に延期しました。第2回と第3回の町民ワークショップは、2月21日と3月21日に変更して、職員ワークショップは

3月3日に開催します。

その後、4月15日の特別委員会に説明し、4月末頃に職員と町民の方へ基本設計のパブリックコメント、住民説明をするように日程を組んでみたところ総務課から説明を受けました。

委員からは、基本設計は、今年の3月末に完成するものだと思っていたが、どのような契約なのかの確認があり、4月末日に基本設計が完了します。設計図、説明書や概算費用が提出され、契約は基本設計・実施設計の完成が令和4年3月31日までとなっています。

また、完成が今年度末を超えることで、起債に影響はないかの確認があり、基本設計・実施設計を一体化して契約していますので、この時点で着手することになり、起債は条件を満たしていると県にも確認を取っていますとのことでした。

議会関係の平面図等について、議場や仕上げの材質などは、いつの時点で意見が言えるのかの確認があり、基本設計の完了前に打ち合わせをさせてほしいとのことでした。

（2）その他は、特にありませんでした。

3月3日、第9回新庁舎建設に関する調査特別委員会では、2項目、2件について所管事務調査を実施しました。

（1）新庁舎建設に関する調査について。第2回新庁舎デザインワークショップ等の結果について。延期になっていた第2回の町民向けのワークショップは、2月21日に地域交流センターで開催されました。建築総合やコミュニティスペース等の6つのテーマを設け、興味があるテーマに1人3回参加し、自由な意見を付箋紙に書く方式で開催され、最後にファシリテーターが項目ごとにまとめられたとのことでした。

委員からは、庁舎の管理上、町民にどこまで、どの部分まで開放されるのか、決めておく必要があるとの意見があり、今後、しっかり設計者と協議していきます。

また、庁舎の用途を決めておかないと、收拾がつかないし、ほかの施設との連携が大事だと思うとの意見があり、今後、町民の方に説明していきますとのことでした。

さらに、同趣旨の施設の開放、災害時の活用の方法や、プロムナード等が実際活用されるのか、疑問であるとの意見がありました。

今回のワークショップでは、多種多様な意見が出されましたので、新庁舎建設に関する課題だけではなく、ほかの公共施設で解決しなければならない意見があり、課題解決につなげたいということになりました。この調査特別委員会の次回は、4月15日に開催する予定です。

②その他では、議会関係の平面図について、最終的な執行や設計者と意見交換を実施しました。基本設計案の3階部分の平面図につきましては、大方固まったようです。1階と2階の平面図についても、3月3日に開催された職員ワークショップと3月21日予定の町民向けワークショップで大体決まるのではないかと思います。

その他、詳細につきましては、お手持ちの新庁舎建設に関する調査特別委員会報告を御覧ください。

以上で、特別委員会の報告を終わります。

（新庁舎建設に関する調査特別委員長 浜野 亘 君 降壇）

議長（川副 善敬 君）

委員長からの報告が終わりました。

以上で、日程第5、委員会報告を終わります。

しばらく休憩します。

（10時56分 休憩）

（11時05分 再開）

— 日程第6 一般質問（平田康範議員） —

議長（川副 善敬 君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

日程第6、一般質問を行います。

それでは、質問通告書の順に発言を許可します。

一問一答方式により、8番、平田康範議員の発言を許可します。

8番。

8 番（平田 康範 君）

ただいま議長より質問の許可を得ました、8番、平田でございます。

本日は、持ち時間60分となっておりますけれども、コロナ禍の質問でございますので、できるだけ早く終わりたいと、そのような思いもございますので、回答のほうもよろしくお願い申し上げます。

まず、お伺いいたしますのは、平成25年、SSKから工業団地を造成したい、そのような思いから土地を買収されています。今日まで団地造成に向けて取組がなされていない状況でありますけれども、民間では、目的を持って購入した土地の開発、これについては本町のように長い年数遅れることはあり得ないのではないのでしょうか。

購入時点で計画区域内に私有地が点在しており、公有地拡大法の適用を受け、土地の買収について地権者と協議をされ、今日に至っていることは承知はいたしております。

平成30年度の決算審査において、全議員で現地調査を行いました、まだ未買収の用地があると説明を受けております。この土地買収に関しては、平成30年12月定例会において、同僚議員が同様の趣旨で質問をされています。

その中で、町長の回答としましては、未買収の用地があり、税務署の承認を得て特別措置法の適用で進めていき、任期中に取りかかることができればと思っていると回答されています。

そこで、お伺いいたしますが、今日において全てが解決し、現在、私有地は点在していないのか、まずお伺いをいたします。

議長（川副 善敬 君）

町長。

町 長（古庄 剛 君）

SSKの跡地の工場団地の造成ということで、用地買収につきましては大変御迷惑をおかけしているところでございます。

この南部地区の工業団地ということで、我々も盛んに誘致をしたいということで用地買収を行いました。しかしながら、先ほど議員さんがおっしゃるとおり、この中に私有地が点在をしているわけでございまして、令和元年度に3名、それから令和2年度に2名の方の、合わせて5名の地権者につきましては売買契約が完了して、1.8ヘクタールは、今、用地買収を完了したところでございます。

当初の計画では、あと7名の地権者がまたいらっしゃるわけでございまして、4.5ヘクタールが現在残っている状況でございまして、大変遅れていることに対して申し訳なく思っているところでございます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

議長（川副 善敬 君）

8番。

8 番（平田 康範 君）

今お聞きしますと、まだ私有地があるということであれば、やはり団地造成これは遅れて、厳しい状況にあると判断いたします。

やはりこの土地購入の際には、やはり民地地権者と買収について確約を取り交わすなど、そして協議を進めておくべきだったのではないかということを、まず指摘をいたしておきます。

それでは、団地造成をするということであれば、それと並行して行わなければいけないのが、企業誘致活動なんです。そこで、企業誘致についての考えをお伺いいたしますけども、企業誘致は企業からのオファーを待っていても、企業の進出はあり得ません。立地条件や地域の特性などを掲げ、そして、積極的に企業を訪問するなどの活動を行わなければ、企業はやはり来てくれません。

例えばでございますが、佐世保市の工業団地に多くの企業が進出しているわけですが、これにつきましては、企業立地推進局、これが市のほうにございまして、そこが中心となり誘致活動をされている。また、企業訪問活動、これにつきましては、市長自ら多くの企業を訪問されるなど、トップセールスをされた結果が今日の企業が進出した結果だろうと思います。

企業誘致については、今日まで私も質問いたしましたが、同僚議員も質問されています。

実は平成27年2月に、町議会として第1回のこども議会が開催されたわけですが、このこども議員からも佐々町には若者にとって魅力ある企業が必要であり、クリーンセンター付近の未開発の土地を工業団地にしたらどうかと質問をされています。こども議員がです。

それで、町長の回答は佐々町にも将来、工業団地を確保し、そして雇用の創出を図りたいことから、南部地区の山林などの土地を購入している。しかし、団地造成に最低でも15億円が必要で、県へ補助金の要望をしているが、厳しい状況にあると。町としては引き続き県へ補助金の要望活動を行い、工業団地の造成と企業誘致の実現のため、一生懸命やっていきたいと考えているということで、回答をされております。

実は、質問されました生徒も、今年、成人式を迎えられているんです。本当に工業団地の造成が進み、企業が進出してくることに大きな期待を抱いていられたのではないかなと推察をいたしております。

そこで、お伺いいたしますが、まだ一部私有地がある状況で進展していない今日、さらには、企業誘致についても本町はやはり企業誘致に係る専門部署もない。また、職員配置もされていない。そういうことで、誘致活動が十分にできる体制にないと私は考えていますが、このような状況であっても、工業団地の造成を進めて、そして企業誘致に取り組む方針であるのか。工業団地を造って、そして企業誘致に取り組むのか、その方針をお伺いいたします。

議 長（川副 善敬 君）

町長。

町 長（古庄 剛 君）

今、企業誘致に専任職員の配置ということでお話がありました。

实际的に、我々もそういうことで企業誘致の可能性があれば、そういう配置をやりたいと。佐世保市なんかは推進局があるし、佐世保市長さんもトップセールスを行っていらっしゃるわけでございます。やはり企業誘致というのは税収の面から考えれば、それから雇用の面、若い人たちの雇用の面から考えれば、大変相応しいんじゃないかとは思っているんですけど、なかなかこれが難しいところで、集中的に取り組む体制というのがやはり大変、今、平田議員さんがおっしゃるように、望ましいわけでございますけど、なかなか限られた職員の中で難しいということもありまして、誘致活動にも取り組めないところがあると。

まずは、町としましては、その用地の一带を佐々町の名義にしなければならないと、してい

くことが第一でありまして、引き続き地権者にまずはお願いをしてから、それをやっていきたいと考えておりますし、それから、雇用の場の確保とか、創出が重要でありますので、やはり町としましては、工業団地を整備して企業誘致を進めていくということを基本にやりながら、現状では、今、町が4つの事業というのを進めているわけでございます。それを先に進めてから取り組んで、やはり企業誘致をやらなきゃならないんじゃないかと、町としてはそう思っていますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

議 長（川副 善敬 君）
8 番。

8 番（平田 康範 君）

今の町長は、やはり工業団地を造って、そして企業誘致を図るという当初の方針で進めたいということを示されました。

しかし、私は疑問を抱いております。今日においては、新型コロナウイルス感染症で世界中の経済状況が一変いたしております。日本経済も同様で、いろいろな企業にも影響が出ている今日ですね。また、県においても、町においても、新型コロナウイルス感染症対策事業で多額の費用を要し、財政面にも影響が出てきているんです。

先ほど言いますように、15億円とかというのが果たして捻出できるのかです。そういうことも危惧いたしております。

また、先ほど町長も申されましたように、特に本町は、懸案事項であります4事業、これをやっぱり進めていかなければならない。そのためには、今後、多額の財源を必要とするわけです。

ですから、そういった中で、やはり県の支援を得ることができるのか不透明な中で、さらに企業誘致活動では専門体制が取れていない中、あえて工業団地造成を進めることが適当と思われるのか、今一度見直す考えがないのか。土地の活用について、ほかの活用で進めたいという見直す余地がないのかをお伺いをいたしておきます。

議 長（川副 善敬 君）
町長。

町 長（古庄 剛 君）

先ほど申しましたように、現時点では、やはり雇用の場の確保ということで、工業団地というものをまずは整備して、それから企業誘致を進めていくという基本的な考えは、現在、変わっていないところでございまして、現状取り組めていないということに対しては、大変申し訳思っているところでございます。

議 長（川副 善敬 君）
8 番。

8 番（平田 康範 君）

やはりこの土地については、現在のところ見直すような考えはないということでございますけども、やはり先ほど言いますように、今後、大きな4事業を進めていく。そして、今後、多額の財源が必要になってくる。そのような中で、また、先ほどから何度も言いますように、本町のこの企業誘致に係る体制、これができていない中で、ほかの自治体との競争に勝てるのかと思うんです。

今回購入されております団地、この団地につきましては、土地開発基金に一部計上されています。これは土地開発基金で残として残っていますが、これは現金ではございません。ほかの基金は現金でございますので、これは資金管理方針に基づき、国債などの金融商品、これを運用して運用益も出ております。しかし、この土地は何の益も出ていないんです。

そういったことから、この土地は早く、私は活用方針について見直すべきではないかというような考えを持っております。

そこで、私は一個人として提案いたします。人口増加に向けた宅地造成事業、この方針で見直したらどうかと、私は思います。この購入された土地は、ほとんどが山林でありますけれども、開発については森林法により知事の許可が必要となりますけれども、許可はまだ申請されていないと思いますので、用途変更と、これはできると思うんです。まだ県に申請されていないと思いますので、この工業団地から宅地造成、これの用途変更はできるものと思います。

このSSKから購入された土地、これは登記簿上、1筆の土地であるか、あるいは、ないかを問わず、同一利用者によって一つの利用目的のために一体的に利用が可能な一団の土地です。普通、一団の土地と言うんですが、一団の土地となっております。また、佐々インターにも近い場所にあるわけです。

ですから、この土地を有効利用して人口増加になる、子育て世代を中心とした定住促進につながる宅地造成に方針を変えたらどうかと、私は提案をいたします。

しかし、そうしましても、やっぱり本町独自の開発事業では困難なんです。難しいと思います。ですから、やはり宅地造成事業につきましては、民間事業者の力を借りて取り組んだらどうかということで、ある自治体がそういった取組で宅地造成をされた自治体がございますので、それを紹介させていただきたい。

事業内容は、最低売却価格を設定し、そして、民間事業者の創意工夫により、子育て世代も購入しやすい分譲価格の設定。それから、計画的な分譲方法。それから、一番大きいのが町への波及効果、こういったなどを総合的に比較評価する事業提案評価方式を用いた公募型プロポーザル方式、この方式を取り入れて宅地造成をされた自治体がございます。

ですから、やはり工業団地造成また企業誘致についても、厳しいものと考えられますので、特に、もう私たち議員また町長もなんですが、任期もあとわずかなんですよ。6月まで。そういうことで、町長が次期、どのような考えかはまだ表明されていませんので、方針だけを町長が責任を持って、やはり今期に決めておくべきだと。工業団地を造って企業誘致するのか、または、それを見直して、例えば私が今言いましたような方式で団地造成に見直すのか、その方針だけはやはり今期3期目で、もうしばらくですから、決めておくべきだと思うんですが、その点について、町長、決意はどうか。

議 長（川副 善敬 君）
町長。

町 長（古庄 剛 君）

平田議員の御質問、大変ありがとうございます。民間の力を借りた宅地造成ということで、取組の事例を紹介していただきました。

議員の御提案のとおり、人口増加とか、定住促進を考えれば、大変いい宅地造成の見直しというのも考えられるわけでございます。

しかしながら、やはり大規模な宅地造成と、今、15ヘクタールですか、あそこはあるわけでございます。その中で、あわせて考えなければならないというのが、やはり人口がそれだけ増えることは大変いいんですけど、今度、社会資本の整備をどうするのかというのが、なかなか厳しいところでありまして、やはり急激に人口が増えるということは、それに対応しなけれ

ばいけないです。保育所、特に学校などの子育てとか、教育環境の整備とか、そういうことをやはりやらなきゃならないと思っていますし、それから、飲料水とか、水道水です。これについてもどうするのかというのも問題が出てくるのではないかと、いろいろ考えています。

そういうのも、町としましては人口減少対策として、大変すばらしいいいアイデアとおもいますが、やはり先ほど言いましたように、この社会資本の整備を一緒にあわせてやるというのが、どれくらいのお金がかかるのかということを、まず同時に考えなきゃならないんじゃないかと思っていますし、それから、町としましては、今、当初計画どおりの工業団地の造成ということで、雇用の場を確保するため誘致を進めていくというのが、我々はいいいのではないかと、今の時点ではそういうことを考えておりますので、町としましては、私としては、現時点では当初の計画どおり、雇用の場の確保という意味で、やはりそういう方向性を、工業団地という方向性でやっていこうと考えていますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

議 長（川副 善敬 君）
8 番。

8 番（平田 康範 君）

やはり当初の方針どおりということですが、私は、率直に申し上げて、工業団地造成はもう厳しいと思います。

言いますように、土地開発基金に入っていますが、これは何も益も出ていないんです。早くやはり結論を出すと。あと、6月まで3か月ぐらいありますから、そこで十分考えて結論を出していただくことを申し上げておきたいと思います。

それでは、次に通告しておりますシカ被害防止対策について、お伺いいたします。

これにつきましては、令和2年3月定例会で有害鳥獣対策に関連して質問を行いまして、その中で、シカによる被害防止対策の強化に向けた取組を強く求めていました。

本日は、前回から1年が経過いたしておりますので、再度、シカの被害防止に向けた対策強化についてお伺いをいたしたいと思います。

本年1月28日発行の長崎新聞に掲載されていまして、掲載内容を紹介いたしますと、佐世保市有害鳥獣対策室によると、市北部の鹿町町や江迎町、それから小佐々町でシカの生息が確認されており、地元猟友会が捕獲された頭数は、2015年度が51頭だったんです。それが2019年度、これは約4倍の189頭が捕獲されている」、そのような内容が載っておりました。

また、長崎県農山村対策室、それと農林技術開発センターの発行しておりますシカ対策の手引資料、これによりますと、近年、県内においては佐世保市や、それから佐々町などの県北地域でシカが捕獲されておると。今後、農林業被害などの発生が危惧されることから、既にシカが高密度で生息している地域では、防護柵の設置や捕獲などの対策を進めるとともに、シカの生息が懸念される地域では、早急に対応できる体制をつくることが重要であると示されているんです。

本町は御存じのとおり鹿町町、それから小佐々町とも隣接しており、既にシカが高密度で生息している地域と、私は判断をいたします。

たまたまテレビを見ておまして、あるスポーツ選手が厳しい練習をするのはなぜなのかというようなことで話をされていたんですが、やはり試合に勝つためには厳しい練習が必要だと。しかし、練習から逃げると、逃げる道の先は行き止まりになると。もう逃げちゃ駄目なんだと。だから、練習は立ち止まることができないというようなことを話されておりました。

まさに、私どもいろいろな事業に取り組む姿勢も同様だろうと。逃げたら駄目なんだと。立ち止まったら何も先に進まないということだろうと思います。

そこで、お伺いいたしますけども、イノシシ被害に加え、今日においては一部の地域でシカの被害が出ており、見過ごすことはできません。たまたま本日朝、下の駐車場である方とお会いしまして、志方の方なのですが、近頃、シカの角を何本も拾ったと言われるんです。そこまで出て来ているのかなというような感じなのですが、やはり早急にこの効果的な捕獲対策など、被害防止対策を強化する必要があると思うんですが、このシカ被害に対する対策、それについてどのような考えかをお伺いいたします。

議 長（川副 善敬 君）
町長。

町 長（古庄 剛 君）

シカの被害についても、やはりイノシシと同様、本町においても大茂とか、志方地域で目撃情報や被害が出ているということを、町としては今、把握しているところでございます。

本町で過去5年間のシカの捕獲実績を見ますと、今年度は令和3年の2月まで4頭、それから、平成30年度においても6頭が捕獲されているということでお聞きしておりまして、先ほど、平田議員さんがおっしゃったように、佐世保市と本町の境になるわけでございます。いろいろなところがありまして、佐世保市とも協力しながら、猟友会の御協力を頂きながら捕獲を行っているところでございます。

捕獲方法については、今、箱わなを設置して捕獲をされていると聞いておりまして、昨年、県や佐世保市などと協力をしながら、シカ専用のわなを試みたところでございますけど、何か思うように捕獲ができなかったとお話も聞いておりますので、引き続き猟友会とか、県とか、関係機関とも連携しながら、やはり効果的な捕獲方法というのは研究していかなくちゃならないということで考えておりますので、どうぞよろしくお願いを申し上げます。

議 長（川副 善敬 君）
8番。

8 番（平田 康範 君）

それでは、具体的な防止対策についてお伺いをいたしたいと思います。

健康づくりを兼ね、楽しみながら野菜栽培などをされている畑などが、シカによって被害が出ているのは、もう現実なんです。

また、水稻、果樹の食害や踏みつけによる被害、それから、今日も朝、お聞きしたんですが、杉、ヒノキなどの樹皮の食害、それから剥皮、そういったものが出て、林業被害が出ていると。

それに加えまして、やはり下層植生、木の下に生えている草、そういった下層植生の食害によって、土壌流出または生態系被害などが発生している状況です。

シカの生息地域の方にとっては、もう、先ほども言いますように、イノシシ被害に加えてシカの被害、これが近年多くなっているのが現状です。

で、シカによる被害を受けられた方々にとっては、やはりこのシカ被害防止対策強化、これには切実な思いをお持ちだろうと思います。

そこで、捕獲頭数の状況、これも若干ダブる点もございますが、状況を申し上げて、お伺いをしたいと思います。これは佐々町のデータは、先ほど言われますように、4頭と6頭ということでございますけども、佐世保市の有害鳥獣捕獲数、この推移を見ますと、平成29年度62頭、平成30年度は、もう1年間で約2倍の112頭です。それから、令和元年度は、先ほども長崎新聞で紹介しましたが、189頭が捕獲されているという状況です。

このことは、やはり本格的に防止対策に取り組みされ、そして、捕獲に力を入れておられる。

この成果だろうと思います。佐々町が4頭とか6頭、これはもう本当に対策が不十分だと、私は言わざるを得ないと思います。

そういうことで、やはりこのシカの捕獲、これはもう個人では本当にできません。やはり猟友会の協力、これがもう必要不可欠になってくるわけです。

シカの捕獲は、箱わなと言われましたけども、なかなか箱わなじゃかからないんです。したがって、足わな、これを用いて捕獲するのが一応必要になってくるわけですが、この足わな、これはワイヤーを使うわけです。かかりますとワイヤーがよじれますから、その都度ワイヤーを交換しなければいけない。そういったことで、経費もかさむ。それから、足わなにかかったシカ、これの処理もなかなかイノシシみたいに電気ショックでとか、そういうのが何か厳しいみたいなんです、そう簡単にいかないということで、手間がかかるというような状況です。

そういうことであれば、やはり駆除の対策費、これを見直して、少なくともシカの捕獲報償金、これもイノシシの捕獲報償金と同額にするなど、やはりこの見直しを図っていくべきだと思うんです。

お聞きしますと、ぴしゃっと調べていませんけど、分かりませんが、佐世保市においては既にイノシシの捕獲報償金と同額にされているようです。ですから、それは産経課長も調べてみてください。

また、長崎県においても、先ほど言いますように、シカの生息状況、そういったものはもう県自体も把握されているわけですから、農業・林業地域の環境保全のためにも、佐世保市とも連携しているということですが、さらに連携を取りながら、ひとつワイヤーメッシュと電気柵の複合柵、これは私も議員研修で四国に行ったとき、ある地区がこれを設置してあったんです。これ効果があるということでお聞きしたんですが、そういった被害防止対策、こういったものは、やはり佐世保市と一緒にになって県に要望して、そして、捕獲の強化を図るということをしたらどうかと思うんです。

ですから、以上、2点です。報償金の見直しと、それから被害防止対策、そういったことについて、今後の町長の見解をお伺いいたします。

議 長（川副 善敬 君）
町長。

町 長（古庄 剛 君）

捕獲につきましては、猟友会にお願いをして、今やっているわけでございます。

有害鳥獣の捕獲につきましては、先ほどのお話がありましたように、町からも報償金を出しながら、捕獲の経費というのを、国庫補助事業もありますので、その中で取り組んでいるわけでございます。先ほど申しましたように、町としましては、イノシシ、成獣・幼獣を問わずに1頭あたり7,500円、これはもう御存じのとおりでございます。それから、シカとかアライグマ、タヌキなどが1頭あたり2,000円を支出しているということも御存じだと思います。国の補助金によりまして、別にイノシシの1頭あたり8,000円がきいているわけです。それから、幼獣につきましては1,000円、それから、シカは8,000円ということで、アライグマ、タヌキでは1,000円でございます。

それを、今、平田議員がおっしゃったとおり、町では2,000円を支出しているということで、この件について、今、見直しをしてくれということでお話がありました。

町から支出していることにつきましては、やはり捕獲した個体の大きさといいますか、そういうことを考えれば、町としましての報償額の変更というのを、やはり検討する必要があるんじゃないかと思っていますので、これについては、次に向けて検討させていただければと思っ

ております。

それから、侵入防止ですけど、今、ワイヤーメッシュで、イノシシのワイヤーメッシュを作っているんですけど、この高さが1.2メートルです。それを飛び越えるわけです。シカは跳躍力があって飛び越えるということで、やはりシカはイノシシより跳躍力がありますので、そこをどうするのかというのが一番の課題じゃないかと思っています。

これにつきましても、やはり現在、これ以上シカの被害が大きくならないようにということで、対策が必要であると我々も思っていますので、これはやはり県とか、関係機関を参考にしながら、また、先進地を見ながら、シカの被害防止対策を取り組まなければならないんじゃないかと思っていますので、どちらにしても、あわせて猟友会の協力を得ながら、町として捕獲の成果が上がるように努めていかなければならないんじゃないかと思っていますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

議 長（川副 善敬 君）

これで、8番、平田康範議員の一般質問を終わります。

しばらく休憩をします。

（11時42分 休憩）

（13時00分 再開）

— 日程第6 一般質問（須藤敏規議員） —

議 長（川副 善敬 君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、一問一答方式により、1番、須藤敏規議員の発言を許可します。

1番。

1 番（須藤 敏規 君）

議長長の許可を頂きました。通告書により質問いたします。

町長からもお話がありましたように、長崎県においては、ここ1週間、新型コロナウイルスの罹患者がゼロということで、大変喜ばしいことと思います。

県においても、あと11名の方が罹患されておられるということでございますけども、一日も早い回復を願うものでございます。

それから、この質問にあたりまして、担当課におかれましては、資料の作成、本当にありがとうございました。

まず、総論といたしまして、事務の簡素合理化と透明性の確保ということで、2点取り上げさせていただきました。本来であつたらたくさんしたかったんですが、限られた30分の間でございますので、常日頃、補助金の見直しとか、公営住宅の透明化ということで、特別会計の設置をお願いしてきたところですが、なかなかそこまではいかないようでございますので、現実問題として、地方公営企業法の適用が令和の2年度からされるということで、本当にいいことだと私は感じております。

その中で、いろいろ長年研究されてきた段階で、どうして一般会計からの繰り出しが出るのかというその検討状況を踏まえながら、質問をさせていただきます。

昨年の3月の定例会、この案件で御質問しましたところ、町長の答弁といたしましては、十分中身を検討させていただきたい。また、昨年9月にも、今度の議会までには出させていただきたいと、そのように議長さんから、12月定例会までには整理を執行部にお願いされたと思

っております。

御存じのように、地方公営企業法では、義務として定められている、出せるのが水道です。それから工業用の水道、あとは病院、あと電車などの軌道、この4つが法律で定められた補助が出せる分となっております。

そして、そのほかの事業については、今のところ地方公営企業会計法の17条の3で、補助ということで出すようにできるということになりますので、しなくても結構なんですよということです。その基準が、総務省が副大臣から発令されております基本的な考え方として示されていると。そういうのは御理解なさっていると思いますので、まずは、資料を要求しております、その件ですか。補助金の支出の根拠は、総務省発出の地方公営企業の繰出金についてということで、毎年度4月頃に通知がなされておりますが、それについて、どうでしょうかということで、まず、お伺いをいたします。どうぞ、事務局、担当で結構ですよ。

議 長（川副 善敬 君）
町長。

町 長（古庄 剛 君）

この基準が繰出金につきまして、やはりお話が前からあっていることにつきまして、我々としまして、やはり議員の御指摘のとおり、この独立採算性というのは保たなければならないわけでございますので、これを早急に改善しなきゃならないと。そういうことが大変遅れておりまして、大変議員の皆様方にも御迷惑をおかけしたと、心からおわびを申し上げたいと思っております。

先ほど申されましたように、一般財源繰出金についてでございますけど、議員の御質問のとおり、公共下水道事業の会計に対する一般会計からの繰出金についてということで、これは当初、昭和56年に、自治省からの運用基準が示されておりました、現在、毎年度当初時期に、総務副大臣の当年度における運用についてということで通知をされているところでございます。

本町におきましても、お話がありましたように、公共下水道事業に対しましても一般会計からの繰出しを行っておりまして、別途提出させていただいた資料の記載のとおり、毎年度約3億円の繰出金を支出しているところでございます。

この繰出金について、総務省の通知に沿った運用に努めているところでございますが、先般からの御指摘も頂いておりますとおり、基準以上の繰出金を毎年度、必要な財政状況が続いていまして、御心配と御迷惑をかけているということでございます。

この繰出金の内訳についてでございますけど、一応資料に基づいて説明をさせていただきますと、資料2の令和元年度で申し上げますと、総額の3億2,700万円のうち、雨水事業に係る繰り出しが約8,500万円、それから、污水事業に係る繰り出しが約2億4,200万円ということになっておりまして、繰出基準に照らしますと、雨水事業の全部と、それから污水事業の建設分、それから水洗化促進分は基準内となるわけでございますけど、污水事業の起債償還分で基準を超える費用が。内容を今。

議 長（川副 善敬 君）
しばらく休憩します。

（13時06分 休憩）

（13時07分 再開）

議長（川副 善敬 君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

水道課長。

水道課長（橋川 貴月 君）

申し訳ありません。資料の御説明が遅くなりまして、令和2年度の内訳については、先日、議会の方々からの依頼があり提出しております。令和3年3月定例会一般質問資料水道課と右肩に書いてある資料を見ていただけたらと思います。

①の分ですけれども、令和2年度の地方公営企業繰出金の予定は、基準内で2億8,336万4,000円、それと基準外が合計で5,995万2,000円の予定になっております。これにつきましては、3月補正を見込んだ金額で、今回掲載をさせていただいております。

基準内と書いてあります経費としては、合計で1億745万3,000円となっております。本町では3条予算の収益的収支、それと雨水ポンプ場の委託料、それと4条予算の資本的収支の建設改良費や企業債となっております。

それと、2番目に書いてあります分流式下水道に要する経費として1億3,604万6,000円、これにつきましては、分流式下水道に要する資本費のうち、その経営の収入をもって充てることができないと認められるものに相当する額ということで、あげさせていただいております。

それと、5番目に書いてあります水洗便所に係る改造命令等に関する事務に要する経費として38万3,000円、これにつきましては、水洗便所の改造命令及び排水設備に係る監督処分に関する事務に要する経費の2分の1となっております。水洗便所改造式の融資に対する利子補給や共同排水設備施設整備補助金の分の合計額が76万6,000円となりますので、その2分の1を計上させていただいております。

それと、8番目のところにあります高資本費対策に要する経費として2,609万3,000円計上しておりますけれども、これにつきましては、趣旨としまして、自然条件等により建設改良費が割高になるため、資本費が著しく高額となっている下水道に対して、資本費負担の軽減を図ることにより、経営の健全性を確保することを目的として、資本費の一部について繰り出すということになっております。

繰出基準は経営戦略を策定し、供用開始から30年未満、下水道事業のうち、前々年度における有収水量1 m³あたりの算定資本費が51円以上で、かつ、有収水量1 m³あたりの使用料が150円以上の事業が対象となっております。その総務省が出しております計算式に当てはめたところ、先ほど話しました2,609万3,000円となります。

それと、14番目に下水道事業債（臨時措置分）の償還に要する経費としておりますけれども、これにつきましては繰出基準は、下水道事業債臨時措置分及び下水道事業債の特例措置分の元利償還金に相当する額として、今回ここに計上させていただいております。総額が合計、基準内が2億8,336万4,000円、基準外として5,995万2,000円、合計しますと3億4,331万6,000円という内容になっております。

それとすいません。資料の次のページですけれども、2番、②ということで、公共下水道事業特別会計に係る一般会計繰入金についてということで、平成24年度分から令和元年度までの分について、それぞれ汚水事業と雨水事業に分けて掲載をさせていただいております。

以上、簡単ですが、説明を終わらせていただきます。

議長（川副 善敬 君）

1 番。

1 番（須藤 敏規 君）

中身はわかりました。

それで、3月補正まで通ったような資料をつくってもろたら困るとですよ。3月補正の。入れているんですか。入れた答弁はだめですよ。それよかですけどね。

そしたら、この数字は、实际的に国のほうから入ってくる金額ということなんですか。算定の基礎の数字じゃないということですね。これが実際に入ってくる数字なんですか。

議 長（川副 善敬 君）

水道課長。

水道課長（橋川 貴月 君）

実際に入ってくるといいますと、この額ではありません。交付税に算定される、算定の基礎となる料金になります。

議 長（川副 善敬 君）

1 番。

1 番（須藤 敏規 君）

ということは、これは入ってこないということは、あくまでも、総務省が言う、この該当する項目については計算の上になりますよということですね。財政課長、そしたら、このうち、それぞれでどのくらい、普通交付税か特別交付税で実際的に入ってくるのかわかりますか。

議 長（川副 善敬 君）

企画財政課長。

企画財政課長（藤永 大治 君）

この資料ごとでは持ちあわせておりませんが、下水道費全体で交付税措置が2億1,646万1,000円、これが令和2年度の交付税の算入額となっております。2億1,646万1,000円ということになっております。

以上です。

議 長（川副 善敬 君）

1 番。

1 番（須藤 敏規 君）

ということは、算定基準には入るけど、実際、1億幾らは、まだこの分についても、基準外で出すような形になるということで理解すればいいわけですね。先ほど言われた基準外の中に1億幾らが入るということですかね。どうですか。どっちがわかりますか。水道課長、財政課長。

私は実際にね、基準外で出るのは幾らかというのをお尋ねするつもりなんですから、国からくるお金についてはね、出ますから、それについては結構なんですけど、その対応をどうしているのかというのを今から質問していくわけですから、確認をしたいんです。全体的に、これ足せば、基準外のこの資料1ですか。あるのと足して幾らになるのか。

議長（川副 善敬 君）
水道課長。

水道課長（橋川 貴月 君）

総務省が出しております、令和2年4月に出しております地方公営企業繰出金通知については、繰出金については一般会計が負担すべき部分について、基本的な考えを示したもので、この考え方に沿って、公営企業会計に繰出しを行ったときは、その一部について、地方交付税等において考慮されるものと記載がされております。

なので、先ほど、財政課長が申しましたように、交付税措置が2億1,461万円の予定でありますので、その分が合計で3億4,300万円と、さっき私、申しましたけども、基準内、基準外合わせて、その差額の分については、国からの措置はないものと考えております。

議長（川副 善敬 君）
1 番

1 番（須藤 敏規 君）

今、財政課長が言ったのと、あなたの言ったことの表と足して、実際に、令和2年度で基準外で出す金額を足せば出るんじゃないですかねと、お尋ねしたんです。電卓を私、持ってきとらんもんですから。

議長（川副 善敬 君）
しばらく休憩します。

（13時16分 休憩）

（13時19分 再開）

議長（川副 善敬 君）
休憩前に引き続き、会議を開きます。
水道課長。

水道課長（橋川 貴月 君）

先ほど、説明が悪くて申し訳ありませんでしたけど、基準内の繰入れとしては、町としましては2億8,336万4,000円、これが町としての基準内の繰入額ということで考えております。よろしく願いいたします。

議長（川副 善敬 君）
1 番。

1 番（須藤 敏規 君）

先ほど、財政課長が2億一千幾らって言ったんですよ。これはあくまでもね、公営企業法の総務省が言うた、この数字は計算に入れます数字なんですよ。その中で、公正な細分化は分かりませんが、財政課長のほうから2億一千幾らって言われたから、この2億8,336万4,000円の差は基準外で出さないかんことになるんじゃないですかと言うてお尋ねしているわけですからね。数字は後で結構ですけど。

ということは、差があるということですね。この基準内って、委員会でもこれを同じように

出してあるみたいですけども、この中には、これが全額国からくるというのはない資料を出して、説明が怠ったということじゃないんですかね。誤解を招くんですよ、こういう資料は。このうち、交付税で幾らくるとかというのを示さない。それは指摘しておきますね。

それからあと、経理をちょっとお尋ねしておきますけども、経営状況を見ますと、2年の予算で、汚水か雨水かは、分離の経理はなさっているんですか。ちょっとそれ、お尋ねします。

議 長（川副 善敬 君）
水道課長。

水道課長（橋川 貴月 君）

令和2年度から公営企業会計に移行しておりますけども、町の予算書としましては、一部について、総係費とかの事務費のところは、一部合わせて書いてありますので、細かくは見えておりませんが、その分につきましても、雨水と汚水はしっかり分けて、中のほうで計算をさせていただいております。

議 長（川副 善敬 君）
1 番。

1 番（須藤 敏規 君）

ということは、分離を計算して経理を行っているということで理解をしておきます。それじゃあ、ちょっとお尋ねしますね。

例えば、予算書の中で私が見えなかった部分、ちょっと言いますのでね。減価償却費、それから長期前受金の戻し入れ、あと幾つか、各消耗品ずうっと分解してみたら、これは、雨水か汚水かの区別がはっきりわからなかった部分があるんですね。そこら辺について、そういうのを分けてしてあるのか。1本で汚水に入れてあるのか、雨水に入れてあるのかですね。それによって、繰出金の額が変わってきますから、ちゃんとやっぱり経理をしていかないと、数字は上がってないものですから、雨水についても今度、新年度で施設なんかがありますから、一般会計から打ち切り決算されたということで何ですか、投資譲与ですか、になって施設を持っているから、その分の減価償却が2年度からなければそれで結構なんですけど、あれば減価償却にも振り分けないと、経理ができないという考えになるものですから、そこら辺についてちょっと聞いておきます。

議 長（川副 善敬 君）
水道課長。

水道課長（橋川 貴月 君）

すいません。減価償却費と長期前受金についても、先ほどお話ししましたように、それぞれ雨水の事業の分、汚水事業の分と分けて計算はさせていただいております。

議 長（川副 善敬 君）
1 番。

1 番（須藤 敏規 君）

ということは、数字は示せるということですね。

議 長（川副 善敬 君）
水道課長。

水道課長（橋川 貴月 君）
はい。

議 長（川副 善敬 君）
1 番。

1 番（須藤 敏規 君）

それは、数字は示せるということですね。

それは、補正予算が上がってくるから、そのときお尋ねすることにいたします。

それからですね、そしたらば、こういう試算でそれぞれ一般会計のほうに、幾ら足りないからという要求書が上がっているんですけども、それで協議はされているかどうかですね。

通常でしたら、企業会計にするとということは、やっていけるということで企業会計に移行されたと思うんですけども、どうして足らなかったかというのはちょっと疑問に思うものですから、歳入の確定はせずに、事業だけを先行していくような計画になっているわけですか。

先ほど、経営戦略とおっしゃいましたけど、経営戦略を見ましたら、平成28年から今のデータでいけば、令和6年までの計画があるんですけど、それも平成28年から、公営企業適用債という起債を7,000万円ぐらいですかね。借り入れて、この移行に向けて計画をなさっているようですけども、その中では投資をどうするのか、歳入はどう確保しているのか。全ての計画に基づいて経営戦略は成り立っていると思うんですが、そこら辺の収入の確保についての記述はどのようにになっているのかですね。

そして現在、未加入の区域内の方が、100人おられるか200人おられるか、今ちょっと、急に覚えていませんけども、その人たちの加入推進の財源確保をどのように、計算上入れていかれたのかですね。年間無理は言いませんけど5件ずつ解消していく。そういう計画で入れていかれた場合、歳入がどのくらい確保できるのか、そういう計画になっているのかどうか、そこら辺についてちょっと答弁願います。

議 長（川副 善敬 君）
しばらく休憩します。

（13時25分 休憩）

（13時25分 再開）

議 長（川副 善敬 君）
休憩前に引き続き、会議を開きます。
水道課長。

水道課長（橋川 貴月 君）

佐々町の下水道につきましては、経営戦略を、先ほどおっしゃられたように、平成28年度から37年度にかけてつくっております。平成28年度当初ごろから、下水道の施設の老朽化等ありまして、ストックマネジメント計画を別につくらせていただいております。

その中でまた、耐震診断が必要な部分もあったりとかしまして、今後、更新事業にあわせた耐震補修も行いながらやっていく計画が、ある程度めどがつかしましたので、今回、財政計画と

いう形で委員会のほうに説明させていただいて、対応をさせていただいたところです。

それと、加入推進ですけども、加入推進については、人口ビジョンに伴う分で、今後、二、三年先まではある程度の人口の伸びは望まれるものの、その後はやはり、減少するという形の数字を用いて、計算上は見込ませていただいております。

以上です。

議 長（川副 善敬 君）
町長。

町 長（古庄 剛 君）

大変申し訳ございません。

今の水道課長の話した、事業的にはそういうことが言えるわけでございますけど、元のその金が、もともと入るのがないわけですね。結局、今言われる、水道課長が言っているのは。なかなかそういうことで今、御指摘のとおり、基準外の収入を入れているということで、大変御迷惑をかけていると。

やはり、企業会計というのは独立採算制の原則に基づきながらやらなければならないわけでございます。これも早期に、やはり解消してやっていかなきゃならないと、我々もそういうことで思っております。いろいろな今、研究を重ねておるわけでございます。

その経過について、委員会でもこの前報告いたしましたけど、やはり今後、下水道のこの基準外収入をなくすためには、やはり、下水道の使用料の料金改定というのをずっと検討していかなきゃならないんじゃないかと。

やはり、収入がなくて支出だけを出すというと、なかなか厳しいわけでございます。そういうことで、やはり、これについても、住民の皆さんの御負担というのが出てくるわけでございますので、これについてはやはり十分、事前に検討を重ねながら、やはり、町としましても所管委員会にも報告しながら、それから、議会にも御報告させていただきながら、やはり慎重に進めていこうということで思っているわけでございます。

先ほど、水道課長が申しましたように、維持管理しなければならない箇所というのはたくさん出てくるわけでございますけど、やはり、そういうふうにするためには、改定をしながら財源の確保をやっていかなきゃならないということも、我々も承知しておりますので、その間の間は、一般会計のほうからでも、やはり基準外といいますか、そういうことがあるわけでございますけど、やはり、私の政策的判断というか、そういうことでもやむを得ないんじゃないかと。

だから、早急に、そういうことも解消するように方向性を定めていかなければならないと、そう思っております。これについては、議員の皆さん、須藤議員もお話があったように、やはり、町としましても、こういう独立採算といいますか、そういうことをとるように、我々も早くかかればよかったんですけど、これが遅れて、皆さん方に申し訳なかったと思っています。それについても、やはり十分反省しながら、職員体制についても考えながらやっていかなきゃならないと思っていますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

議 長（川副 善敬 君）
1 番。

1 番（須藤 敏規 君）

ということはですよ、経営戦略は、歳入面は考えずに、はしって企業会計へ移行したということですか。どうですか。それ、確認します。

議長（川副 善敬 君）
水道課長。

水道課長（橋川 貴月 君）

歳入についても見込んでおりますけども、やはり、料金収入が主な収入源となっておりますので、その分は今後、料金改定も見直しながら、検討していかないといけないというところで計上させていただいております。

議長（川副 善敬 君）
1 番。

1 番（須藤 敏規 君）

見込んで11月16日の資料を見ましたら、「赤字ですから出しますよ」だけで、これで委員会了解なさったんですか。報告ですから、確認はあまりあってないと思うんですけど、实际的に、企業会計へ移行する期間が五、六年あったんですよ。改良するために幾らお金が要るのか。コンサル頼まれたんでしょ。そういうアドバイスはなかったんですか。

事業ばっかり先行して、お金は後から確保します。そういう経営戦略はあり得ない。町長、政策というなら、政策間違ってたんじゃないですか、移行する時期が。前のままでしたらね、少しは理解しようかと思うとったんですよ。法適用の非適用ですから、一般会計的な考えればね。整備が終わるまでは、全体的な整備が終わるまでは、基準外の繰出金もやむを得ないかという広い気持ちで、私は認めてきたつもりですけどね。

政策的に、水道事業が企業会計の法適用になって以来の法適用する初年度だから、あえて私は質問してね、最初、肝心にしとかなないと、間違えたルートで経理をしていくって思うから、あえて質問している。

それからお尋ねします。

町長が今、何ですか、独立採算制の解消について、非常にいいこと。元来、そのような考えを持たなくちゃいかんですよ。16日のをちょっと読んでみました。あれから4か月経ちますけどね。町長答弁、朗読させてください。

「下水道事業について当面の間、町政策として最低限度の基準外繰入れが必要です。今後財源が足らなくなり、料金の値上げを前提に、基準外7,000万円を全部消すということではなくて、1,000万、2,000万円でも残って構わないと思います」

それから、また下のほうで、「基準外繰入れについて、1,000万円、2,000万円では残って構わないと思うんですけど」企業会計のね、経営者の町長として非常に残念ですよ、こういう答弁は。企業会計というのは1つの会社ですたい。本家の一般会計から毎年度、お金を借りて運営するなら、今までのとおりしとけばよかったんじゃないですか。ちょっとそれはだめですよ。

次いきます。その中でね、それぞれ言っておりますから、1個ずつ聞いていきます。

まず、委員会で報告資料をずっと読んでみましたけど、財政状況に応じて、投資的事業の優先順位や時期の調整が必要とあります。具体的に、担当課が書いた青書きの文章ですから水道課長で結構ですけど、具体的にどういうことなのか、教えてください。

議長（川副 善敬 君）
水道課長。

水道課長（橋川 貴月 君）

今お話があったのは、昨年11月16日に委員会資料として提出させていただいた資料になる

うかと思えますけども、投資的事業の優先順位となりますと、やはり、耐震化を優先していくのか、機器の更新を優先していくのか、そういった事業の選択をしながら、なるべく平準化するような形をとって、工事を進めさせていただけたらと考えております。

それと、償還年数の設定と書いておりますけども。

議長（川副 善敬 君）

1 番。

1 番（須藤 敏規 君）

ということは、耐震化とか、今言われたことについては、最初さっき言われた、経営戦略では、そういうようなのは積み上げてきてなかったのかというのをお尋ねしますが。それを、経営戦略を忘れて、もうしてきているんですか。

そもそも論として、事業をするなら、財源を確保して、していくというのが建前じゃないんですかって言いたいですよ。いろんなことを、五、六項目、町長の政策としていろいろ書いてあります。それなかったのかどうかですね。

そして、経営戦略の中身で、収支計画のうち、財源についての記述がありました。その中で、一般会計繰出基準にそった繰出金の繰入れを行い、適正な経理にそえます。これ、総務省に報告しているんですよ。うそを書いているんですか。通っているんですか、これで。何も言われなかったんですか。補助金もらうため、経営戦略をつくって出せばいいという考えだったんですか。私はホームページしか見てないんですよ。予算見てもちょっと区分けがわからないもんですから。書いてあるんですよ。そんならいきますよ。

一般会計の繰出基準というのはどういうものですか。さっき言うたのは国の、総務省の基準ですからわかりますよ。一般会計の繰出基準というのはどういうことですか。

議長（川副 善敬 君）

しばらく休憩します。

（13時37分 休憩）

（13時38分 再開）

議長（川副 善敬 君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

水道課長。

水道課長（橋川 貴月 君）

毎年度出されております、総務省が出しております繰出基準にのっとった費用の分が繰出基準と考えております。

議長（川副 善敬 君）

1 番。

1 番（須藤 敏規 君）

財政課長、今、水道課長から、国の繰出基準にのっとってしか、一般会計繰出基準というのは出してないという答弁ですが、間違いはないですか。町からこれが出せないという考えですよ。

議長（川副 善敬 君）
企画財政課長。

企画財政課長（藤永 大治 君）

国が出しているこの地方公営企業繰出金についてという通知が、繰出基準での繰出しの分でございますけれども、これ以外に現在、基準外繰出しを行っておりますので、これは町独自の繰出しを行っている。

町独自では基準のようなもの、町独自の分の基準のようなものは持ちあわせておりませんけれども、国の通知の分と町独自の基準外の繰出しということで、現在、下水道会計には繰出しを行っているという状況でございます。

以上です。

議長（川副 善敬 君）
1 番。

1 番（須藤 敏規 君）

やっと見えてきましたね。繰出基準以外は町長の裁量で出しているということになるわけですね。そうですか。元利据置き方式云々は、さっき産建の委員長がおっしゃったから結構ですね。

下水道使用料金の検討とありましたけど、どのように、前に戻りますけど、経営戦略をつくる時、下水道使用料は幾らが適当かという検討はされたんですか。

議長（川副 善敬 君）
水道課長。

水道課長（橋川 貴月 君）

すいません。経営戦略においては、収支計画のうち、投資的事業以外の分については現在進めている、その当時ですけれども、下水道のストックマネジメント計画の策定が完了した場合には、この経営戦略の収支計画の見直しを今後行っていきたいということで、当時はまだ、先ほど話しました更新計画や耐震についての事業計画がまとまっておりませんでしたので、そういった形で取り組んでいきたいということで、記載をさせていただいております。

議長（川副 善敬 君）
1 番。

1 番（須藤 敏規 君）

教科書に書いてあるとおりの答弁ばかりでね、非常に残念ですけど、要するに、去年の3月から、私はこの件に関してね、1年間あったんですよ、時間が。何も取り組んでないということは、非常に町長がやっぱり、指導なさったのかなさってないのかですね、非常に残念でなりません。

もう1つ、毎年、総務省に届けてある経営比較分析表、水道課長、御存じですか。これこれ、表、表。町長、決裁もらっているかどうか知りませんが、これを見てどう評価されますか。佐々町の公共下水道が水洗化85%、これでやれると思ったんですかね。どの市町村見ても、95%以上しかなくてない。この10%か10ポイントと言うんですかね。これをどのように確保しているかと。確保した場合に、その財源が幾らになるかという、そういう検討もしてないのか。

ただ言いますよ。水洗化率85.69、全国平均96.35、これ元年度の総務省のデータをとったんですけどね。経費回収率、要するに、污水处理関係の費用を使用料でどのくらい賄っているかという数字なんですけど、全国平均100.34、佐々町は93、こういう数字が出ているんですよ。これを改善しない限りね、経営は成り立ちませんということが、この表でわかるんですよ。当初から、この公営企業の適用を受けるための、移行するために財源を確保する対策をとってこなかったから、あえて町長の裁量で、一般会計から、どんどんお金をやると。

一般会計でしなかった事業、まだいっぱいあるんです。先ほど質問なさった4事業。し尿の前処理施設、これは基幹的な事業でね、全体にかかわるからということで、私は理解をしようと思っておるんですよ。それは全部が全部はだめですから、この事業費の何割を見るのかというのは議論していかなくちゃいかんと思いますけど。

庁舎改造、ごみの問題、今から何十億円というお金がかかります。その中で、これが何年繰出しが続くのかというのは、経営者の裁量と思うんですよ。町長、町長ですよ。残っていいというような考えは捨てて、会社の1つですから、ゼロに近づくようにしなくちゃいかんのが企業なんですよ。

全国的に、法適用に来年、平成、令和の4年までですかね、移行しなくちゃいかんようになってくるんですけど、佐々町は先んじてしますから、非常に私はいいいことだと思います。経営感覚の優れてね、執行していただければ結構と思うんですけど、要するに、課題解決のために何をすればいいのかというのを、ちょっと今から私が言いますんで、参考にしてもらえればいいですね。余り参考にならんかもわからんですけどね。

さっき言ったし尿処理の前処理施設、これについては、ある程度の事業費が今から四、五年かかろうと思うものですから、その間については、ある程度の一般財源の繰出しについては議論の余地はあるということが1点です。

あと水道料金、下水道の料金ですね。これ水道料金とは別でね、設定して必要額を確保することですね。料金の改定は水道課長、御存じだと思いますけどですね。決め方っていろいろあるんですけど、ちょっと今、忘れちゃったけど、それとで、水道料金をいつから、任期が4年ですから、4年に一遍ずつ上げていくようなことをしていくかですね。そこら辺、検討なさったらいかがかだと思いますけども。

今から補正予算が、いつかは出てきますから、それまでに、基本的な考え方をまとめて答弁できるようにお願いしたいと思いますけど、町長いかがですか。

議 長（川副 善敬 君）

この件につきましては先般、産業建設委員会の中で、町長が基準が、繰出しについて早急に、1番議員から質問があっているんで、料金改定を含めて取り組むという前向きな町長の考えを、確かあったですよ。産業建設委員会で。だから、その考え方を町長は述べられたらいいんじゃないかと思いますけどね。たびたび1番議員が指摘したんで、具体的に取組を。

町長。

町 長（古庄 剛 君）

何回も御指摘をいただきまして、基準外繰入れにつきましてということでお話がありました。このことにつきましては、町としましても、検討を昨年から、お時間をいただきながら、いろいろの検討を重ねてきたわけですので、やはり、この経過につきましては、先ほど、議長さんが申されましたように、先月の所管委員会でも御報告をさせていただきました。やはり今後、下水道の使用料の料金改定というのを検討させていただきたいと考えております。

先ほどこれ、何年に1回、一遍になかなか上げると難しいわけですね。全体的に。須藤議員がおっしゃったように。だから、何年かに、2回かに分けてでも、やはりお願いしたいと。

しかしながら、この改定につき、料金改定というのは引上げでございますので、これについてはやはり、住民の皆さんからの御負担ということになるわけでございますので、やはり引き続き、これについて皆さんと検討を重ねながら、やはり、住民の方の御理解を得ながら、また、議会の御理解も得ながら、やはり慎重に進めていきたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

議 長（川副 善敬 君）
1 番。

1 番（須藤 敏規 君）

たびたび言うて申し訳ないんですけどね、準備期間は十分にあったと思うんですよね。してこなかったということですね。投資ばかりの事業ばかりを目先にいって、歳入面については検討してこなかったということになるわけですね。今から検討というと、いつまでされるんですか。来年度中にされるわけですか。その検討の方向性づけだけです。どれとどれを来年までするか。来年度中までね、してもらわないと、ずうっと補助を、繰出しの基準外を出すのはいかななものかと私は言いよるんですけど。企業会計に移行したんですから。

議 長（川副 善敬 君）
町長。

町 長（古庄 剛 君）

今言われるとおり、独立採算ということを考えれば、やはり、料金改定というのが避けられないということをお話を申し上げました。一般会計からの基準外での繰入れはなかなか厳しいわけでございます。町としましては、来年度中に改定について御協議をさせていただきたいと思っておりますので、よろしくお願い申し上げます。

議 長（川副 善敬 君）
1 番。

1 番（須藤 敏規 君）

この件につきましては、次回、補正予算がありますので、継続して質問をさせていただきます。

次に、事務の簡素合理化と透明性の確保についてということで、2問目の時間の範疇で質問をいたします。

公共工事の変更契約の改善策として出しております。

1 つ、入札参加資格の審査及び登録の決定はどなたがされているのですか。

2 つ、建設工事請負契約9条の監督員と建設工事執行規則に定めた完成検査の検査員の違い、権限の違いはどうですか。

建設工事請負契約第18条の条件変更等の現場説明書及び現場説明はいつの段階で行われているのですか。契約変更できる金額はどのような基準となっているのですか。

工事執行規則第40条の一括委任下請、または権利譲渡の禁止となっておりますが、ただし書で、あらかじめ、町長の承認を得たときはいいとあります。

以下について、答弁を求めます。

議長（川副 善敬 君）
副町長。

副町長（中村 義治 君）

ただいま、1番議員さんが言われますとおり、資格の関係ですが、入札参加資格ということと決定でございますが、入札への参加を希望される事業者の方は、毎年、建設業法第27条の23に規定します県の経営事項審査を受けられまして、かつ、過去の工事成績等を考慮されまして、県建設工事入札参加者格付要綱に基づきまして。

（須藤議員「時間がなくてだれがしているのかだけ。」）

指名委員会のほうで格付を行いまして、毎年度、指名委員会のほうで協議をして、等級をつけて決定をいたしております。

以上です。

議長（川副 善敬 君）
建設課長。

建設課長（川崎 順二 君）

2点目、監督員と検査員の違いでございますけども、事前に資料のほうを提出させていただいております。

まず、地方自治法第234条の2に規定されております契約の適正な履行を確保するために監督をしなければならない。それと、工事とその受ける給付の完了の確認をするために検査をしなければならないと規定されております。その方法等については、資料に記載しているとおりでございます。

権限として主なものとしては、監督員は契約の履行についての指示、承諾または協議を行うことや、工程の把握、立会い、工事の施工状況の確認を行うこととなります。

検査員につきましては、最終的に、工事完成するときに検査を行いまして、その工事が適正にできているかということを判定して、可否を判定するというものになってくるものでございます。

次の契約書第18条第1項第1号の現場説明等についてでございますけども、実務的には、現場説明書として、縦覧設計書や仕様書を指名業者さんのほうにお渡しをしております。

現場説明の記載はありますが、原則、実施することはございません。特殊な事案の場合で、現場設計書等での説明が難しい場合にすることがあることを想定しまして、契約書上、載っているという状況でございます。

そのほかの設計変更のタイミングにつきましては、業者が設計図書等を最終的に確認されまして、疑義がある部分について、書面で監督員のほうに確認を行って変更されていくという状況になっているところでございます。

次の契約変更できる金額はどのような基準となっているのかということでございますけども、本町のほうには、金額的なものの示された、明確な基準等を示したものがございません。ただ、設計変更ガイドラインというのを策定しておりますので、その中で受注者が負担する費用の額は、発注者と受注者が協議して定めるとあります。

また、変更見込額金額が請負代金額の20%を超える場合、これにつきましては、分離発注が著しく困難で、一定施工の必要性があるものについては、適切に設計図書の変更及び、これに伴い必要となる請負代金または工期の変更を行うこととするというふうに規定されております。

次の工事施行規則第40条の関係で、一括委任下請又は権利義務の譲渡の禁止の部分でござい

ますけども、申し訳ありません。この分、御指摘いただきまして、確認をしたところ、本町の規則のほう若干おかしいところがあったかと思います。この分については、後もって訂正をさせていただければというふうに思っているところでございます。

内容につきましては、建設業法第22条におきまして、一部例外を除いて、一括下請の禁止が規定されております。その一部例外部分についてですが、公共工事の入札及び適正化の促進に関する法律、これによりまして、公共工事については、これは適用しないと規定されておりますので、実際的には、契約を締結する上で、ただし書部分は記載せず契約を締結しております。今回、御指摘をいただきました実態に合わない部分だということで、確認をしたところでございます。

権利義務の譲渡の禁止のほうにつきましては、これは民法の規定のほうで、債権の譲渡ができる項目というふうになっておるようでございます。本件につきまして調べましたところ、この実際の取扱いについての規定等が見当たらない状況でございます。

本町を契約する場合に、県の建設工事執行規則等を参照させていただいておりますが、県においては、この部分につきまして、別途要領を定めてあるみたいでございます。実態としましては、本町において、このような事案が発生してないという状況でございますが、これにつきましても、規則上どのような取扱いをすべきなのか、また、実際の取扱いをどうするのかという部分について、今後整理をしていきたいというふうに考えているところでございます。

以上です。

議長（川副 善敬 君）

1 番。

1 番（須藤 敏規 君）

入札報告を議会できたのを日夜まとめてみましたら、昨日現在で、変更契約分が50件、まだ2月末工期で終わっとるんでしょうね。63件、3月末工期で54件、167件が議会のほうに報告いただいております。大体それぞれ30%、37%、32%、ほとんど2月、3月が多くて、監督員の皆さんも大変だろうな。これ、3月議会があつて対応しなくちゃいかんのに、新年度の準備をしないのということ、心配しているんですけどね。

下請、孫請についてなんですけどね、ここちょっと読んでみました。4,000万円云々というのを書いてありましたが、金額的に、4,000万円以下を下請、孫請に出された場合、行政の契約関係として、元請と町、発注者と受注者、受注者から下請、孫請。読んだら、1対1の契約までしか適用はないということを読んだような気がするんですけど、そしたら、届けが出ますですね。受注者のほうから下請、だれだれだれ。そうした場合、そのどこら辺をチェックするかですね。その監督員になった方は。これが適当な下請かどうかというのは、もう届けさえ出せば、もうそれが成立というふうになるんですかね。建設課長。

議長（川副 善敬 君）

建設課長。

建設課長（川崎 順二 君）

下請関係の届出につきましては、全体の施工計画等の中で、一緒に下請の計画等も出されてくるところでございます。その分で、どの業務を下請に出すのか、下請の金額が適正な金額であるのか、それから、下請の期間がどの程度であるのか、そういうようなものを確認しながら、下請が適正かということをお判断しておるところでございます。

また、工事の途中で下請の追加が出てきたりする部分がございますが、その分については、

そういった施工体系図のほうの見直しを再度出していただいて、下請を確認していくという状況になります。

以上です。

議長（川副 善敬 君）

1 番。

1 番（須藤 敏規 君）

その下請に出すについても確認をするということは、チェック機能かなんか、ガイドラインかなんかあるということですかね。普通の人でも、どこをチェックしなくちゃいかんというのはあるんですか。そこら辺ちょっとわからんですけど。これは結構ですよ。委員会のとき、またお尋ねしますから。

そしてですね、この契約書の建設工事の分の条件変更の18条、それぞれ項目があったんですけど、契約変更ができる項目が5つほどありますけど、これ今まで、大体ざあっと見て、どういふのが多いのかチェックなさっていると思うんですけど、そこら辺ちょっと聞かせてください。わからんなら、また委員会で結構ですよ。

議長（川副 善敬 君）

建設課長。

建設課長（川崎 順二 君）

すいません。変更として多い部分につきましては、一応、現地に入りまして、現場を掘削したところで、中に埋設物があったりとか、また、岩が出てきたりとか、そういった場合には、一番多い契約の変更となります。ただ、あってはいけない部分ですけども。

（須藤議員「18条の1項で図面使用したなんとかが一致しないことが5項目あるから、それぞれ何件ぐらいあるんですかということ。」）

すいません。件数等については把握をしておりません。申し訳ございません。

議長（川副 善敬 君）

1 番。

1 番（須藤 敏規 君）

把握してないということですね。出てくれば、全て変更できるということですね。

そしたらですね、検査がたくさん多いようなんですけども、検査員の検査要綱なんかはつくってあるんでしょうかね。検査員は役職の方がなられると思うんですけど、初めて入った人が検査員になれと言われても、知識がなければできんもんですから、どういうところを見るというのは、仕様書とか、いろいろ見ていかんばと思うんですけど、検査要綱はあるんですか。

議長（川副 善敬 君）

建設課長。

建設課長（川崎 順二 君）

すいません。明確な検査要綱というのは、本町の場合は規定をしておりません。ただ、検査する上では、過去の経験もございしますが、いろんな書物等を参考にしまして、そのチェック項目を見ながら確認をしているところでございます。また、施工にあたりましては、施工のプロ

セスのチェックであつたりとか、施工の評定をする場合の検査項目というのはございますので、そこら辺を見ながらチェックをしているところでございます。ただ、明確な検査要綱というのは設置をしていない状況です。

以上です。

議 長（川副 善敬 君）

1 番。

1 番（須藤 敏規 君）

やっぱり、みんな今から、検査員になるかもわからんから、検査要綱は町長今、やっぱりつくるべきじゃないんですかね。いろんな事業でありますから、だれでもがなれるわけじゃないですから。どうですか。

議 長（川副 善敬 君）

町長。

町 長（古庄 剛 君）

検査要綱については、十分検討させていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

議 長（川副 善敬 君）

1 番。

1 番（須藤 敏規 君）

いろいろ指摘しましたが、事務執行の上に、非常に透明性とあれを求めていますので、改善点がありましたら改善していただくようお願いいたします。町長におかれましても、よろしくお願いいたします。

これで私の質問を終わります。

議 長（川副 善敬 君）

これで1 番議員の一般質問を終わります。

しばらく休憩をします。

（14時02分 休憩）

（14時10分 再開）

— 日程第6 一般質問（淡田邦夫議員） —

議 長（川副 善敬 君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、一問一答方式により、9 番、淡田邦夫議員の発言を許可します。

9 番（淡田 邦夫 君）

一問一答方式により、3 件の質問をさせていただきます。

まず、7 次総合計画をどのように実施するのか。2 点目として、佐世保市との連携協約の今

後について、3点目については、町道の渋滞状況をどのように考えているのかということをお伺いいたします。

7次総合計画においては、議案第12号で佐々町基本構想を審議するようになっておりますけれども、あえて質問をさせていただきます。

私どもの任期というのが、ことしの6月まで、そして、この7次総合計画というのは4月から始まるわけでございますけれども、町長においても我々と同じように6月まで、この質問の予先を町長にしたいと思うんですけれども、町長は今後、6月からどのように考えておられるのか、その点をまずお伺いしたい。

議 長（川副 善敬 君）

総合計画についてどのように考える……。

9 番。

9 番（淡田 邦夫 君）

7次総合計画、来年のあれですから。

議 長（川副 善敬 君）

町長。

町 長（古庄 剛 君）

私も淡田議員と同じ6月でたぶん改選ですね。だから、私としてどうしているのかというのは、まだ私は何も考えておりませんので、どうぞ御理解いただければと思います。

議 長（川副 善敬 君）

9 番。

9 番（淡田 邦夫 君）

わかりました。また同じような答弁で残念ですけども、町長のほうに質問をさせていただきます。

資料の提出ということで、第6次総合計画の会議資料ということで提出を求めましたけれども、残念ながら、その会議資料がないというような返事をいただきました。

そこで、この6次総合計画の下期の会議を行ったのか、また、会議を行ったけれども、その会議録をとっていないのか、どちらかをお伺いいたします。

議 長（川副 善敬 君）

企画財政課長。

企画財政課長（藤永 大治 君）

第6次総合計画の後期基本計画では、年度ごとでの評価見直しというのはできておりませんけれども、年度末決算時には、目標値の進捗状況を確認というのを各課が行っているというところなんです。

毎年度のローリング方式という形ではできていないというのが現状でありますけれども、毎年度の予算編成時において、見直しも含めて事業化の検討を行っているというところなんです。

この第7次の総合計画を策定するにあたりまして、この第6次総合計画後期計画の振り返り検証を各課で行いまして、施策検証シートを作成して、この第7次総合計画の策定につなげて

きたというところでございます。

会議というのは、毎年度開催はしていなかったというのが現状でございます。

以上です。

議 長（川副 善敬 君）

9 番。

9 番（淡田 邦夫 君）

6次の総合計画には、町長、町長は「職員が積極的に取り組める環境づくりを進めるとともに、住民の皆さんとパートナーシップを構築しながら、実現に向けて取り組む」ということに書いてあります。

それから、ここの計画の進行、管理ということで3項目を書いてあったわけでございますけれども、この目標達成度を図るということで、先ほど企画課長から、そういうような目標値に対する数値のあれは行ったと、ところが、5年間という中の1回だけしか行っていないということでございました。

それから、ここの、2番目として、PDCAサイクル、計画策定、それから、実行、点検、見直し、こういうことは、ここに見直しとか、そういうことで点検するとかということで書いてあるんですけれども、それも行ったかどうかわかりませんけれども。

それから、3番目として、データベースを有効に活用し、随時必要検討、見直しを行うと、ここの中に見直しとか、そういう計画とか、そういうことが書いてあるんですけれども、そこら辺のところもどのように行われたのか。

それから、この計画推進体制ということで、庁舎内における計画推進体制では、定期的に行政組織のあり方を検証する、定期的にということが載っております。

それから、PDCAサイクルを確実に行うため、佐々町総合計画と同様に、外部の有識者、町民代表で構成される外部評価体制を構築すると、いろんなことで計画してあるわけです。

それから、3番目として、他都市と県との連携では、県・他都市との広域調整を連携を図ると、そういうようないろんな、何をやっていく、かにをやっていくというようなことでなっておるんですけれども、この計画を実施するために、いろんな項目が書いてあるんですけれども、この計画を作った時点でどのようなことで、今どのように思われておるのか、そこら辺のところを町長にお伺いをしたいと。

1回しか、いろいろするという事になっておったんですけれども、1回しか、1回かな、ということで行われておりませんので、どのように実施されたのかお伺いをしたいと。

議 長（川副 善敬 君）

町長。

町 長（古庄 剛 君）

第6次の総合計画をお聞きされていると思うんですけど、先ほど財政課長からもお話がありましたように、町としまして、こういうローリング形式という方向ではできていないというような現状でありますけど、やはり、総合計画の後期基本計画全体では、外部評価という形はできていないわけでございますけど、総合計画に掲げた戦略的な取組ってものの総合戦略に関わる事業につきましては、毎年度の事業評価を行っている。

それから、評価検証委員会で評価をいただきまして、見直し、改善を行ってきたというところでございますので、第7次総合計画もそういうふうに検証していくといいますか、そういうことを図りながらやっていかなければならないのではないかと考えておりますので、よろしくお

願ひ申し上げます。

議長（川副 善敬 君）
9 番。

9 番（淡田 邦夫 君）

この総合計画というのは、佐々町の5年後、10年後の本当にやっていかなければならないその計画だということで私は思っております。

通告書には書いておりましたけれども、私は、22年の6月の議会で、21年からこの議場に参加させていただいて1年後に、そのISOのそういうことで、国際標準化機構ということで導入を求めたことがあります。

そのときの町長の答弁としては、「勉強させていただきます」ということで答弁をいただいたんではなかろうかと思っておりますけれども、なぜそういうことを言ったかという、このISOというのは、この総合計画と同じようにPDCA計画をして、そして実行して、見直しをやってというような、この総合計画とISOというのは大体似たようなところがある。

ところが、このISOというのは、第三者のチェック機関があるわけです。この総合計画ちゅうのは、自分たちでつくって、他の行政です、つくって、自分たちで判断しよるわけです。

どこまでいっとるかということは、さっき企画課長が言われましたけれども、そういうパーセントか、そういうことはチェックをやったということを言われましたけれども、先ほど言いましたように計画策定について、いろんなことをするというでなっておりますけれども、私は、非常にそこら辺のところは抜けているんじゃないかということを思うわけです。

この5年後、10年後の佐々町の計画として、非常にやっておかねばならない計画ではないかということで思っております。

そして、7次総合計画において、総合計画を推進するために、ルールづくり、規定、手順を明確にし、各職責、責任、権限を明確にすることが私は非常に実施していくためには必要でないかということで思っておりますので、そこら辺のところをどのように考えておられるのか、お伺いをしたい。

議長（川副 善敬 君）
町長。

町長（古庄 剛 君）

議員の御指摘の品質マネジメントシステム、ISOの901の導入ということで関しまして、以前も御質問を受けたと思っております。

サービスの質の向上とか、行政機能の効率化という観点から、資料等を取り寄せながら前向きに検討をさせていただきたいということで考えて思っているということで回答をしたと思っておりますけど、全国の自治体でもなかなかこういう事例が少なくて、なかなか取り組むというのが現状的には難しかったと思っております。

組織内の職員が、いわゆる同じ目標に向かって業務を行ってもらうためには、やはり、管理、マネジメントというのが必要でありまして、議員の御指摘のとおり、総合計画においても、目標を達成するためには、やはり、組織の中で適切に指揮をするとか、管理をするとか、仕組みづくりが必要ではないかと考えているわけでございます。

品質のマネジメントの導入というのは難しいわけですが、総合計画の進行管理としましては、行政評価の導入を取り入れていきたいと我々は考えているところでございますの

で、よろしくお願いを申し上げます。

議長（川副 善敬 君）
9 番。

9 番（淡田 邦夫 君）

先ほど私はISOということでは、このISOの中に、私、民間企業のと
きに、9001の品質マネジメントシステム、それから、14001の環境ということで長年携わってき
たわけでございますけれども、この目標値に対して、先ほど言いましたように、第三者機関か
ら、そういうチェックがありまして、そういうものが認証されんことには、仕事をもらえなか
ったわけです。

やらざるを得なくて、そういうことでやらしていただいたんですけれども、そこの中におき
ましてでも、やっぱり、5W1Hということで、御存じだと思いますけれども、いつ、それか
ら、どこで、誰が、何を、なぜ、どういう方法でということ、必ずそこまでつけて、それを
チェックされておたわけでございますけれども、何度でも言うようでございますけれども、
年に1回それをやったということでは、本当に今後の7次総合計画の私は先行きを不安視して
おります。

そして、7次総合計画の計画書を見ておりますと、7次総合計画では、年に1回行政評価を
取り入れるということになっております。

そして、4つの観点から、成果重視の行政経営、それから、2番目として情報公開、共有、
説明責任、3番目として健全な財政運営、4番目として職員の意識改革、これを年に1回取り
入れると、そこの中に私は、5番目としても、やはり、町長の意識改革を1番目か5番目に入
れていただきたいということでは、思っております。

まず、町長が旗をふってもらわんことにはと思いますけれども、この点、町長は、先ほど言
いました町長の意識改革と、職員に対する研修、教育、どのようにお考えなのか伺いたい。

議長（川副 善敬 君）
町長。

町長（古庄 剛 君）

先ほど淡田議員がおっしゃったように、第7次総合計画といいますか、この計画の進行管理
ということで、行政評価を取り入れていきたいと私も考えておまして、その中で職員がコス
ト意識を持つということは、もちろん私もコスト意識を持ちながら、予算の効率的な、それか
ら、効果的な活用、実践をしていくというのは意識づけなければならないと、できればそうい
うことで意識づけければと思って、考えているところでございます。

議員の御指摘のとおり、職員に徹底していくためには、私も率先してやらなければならない
とももちろん思うわけでございますけど、やはり、研修とか、先ほど申しましたように、職員の
教育というのにも必要だと思いますので、やはり、職員への説明会といいますか、そういう方向性
をしながら、やはり形の中で実施ができればと考えておりますので、よろしくお願い申し上げ
ます。

議長（川副 善敬 君）
9 番。

9 番（淡田 邦夫 君）

町長、今まで私、何度となく質問をさせていただいて、実行する、そういう言い方で、検討をすることで言うておられまして、先ほどの1番議員の話じゃありませんけれども、なかなかそのところが表に出てこないということが非常に悔しく思っておるところでございます。

いろいろと実際として、何度でも言うようですけども、下期において1回しかそういう会議がなされていなかった、これは、町長はしたと言われるかも知れませんが、ここの会議録とか議事録も何も出てこんわけです。したと言うけれども。そこら辺のところも、それは疑わざるを得ないわけです。したという。そこら辺のところも7次総合計画の中では確実にやっていただきたい。

これが絵に描いた餅にならないようにやっていただきたいということで思っております。

そこで、今度は、実行計画の中でちょっとお伺いをしたいということで思っております。

この実行計画の中に、まちなかの中心にふさわしい機能充実度を図るということになっております。この、まちなか町有地活用事業では、今まで多くの議員が、町有地はどうするのかということで質問をされてきました。何度でも言うようですけども、町長は「検討をする」で、今でも佐々町の一等地にあちこちに町有地がそのままのを解体して、そのままの状態になっておる。

この3月の定例会においても、先ほど8番議員、それから、今度される4番議員、それから、7番議員もまた質問をされ、町有地について、やはり、今後の佐々町の町有地に関してどのように生かすか、そういうことで関心があっておられるということで、私もそのとおりですけども、この町有地に関して町長はどのようにお考えなのか、再度お伺いをしたい。

議 長（川副 善敬 君）

町長。

町 長（古庄 剛 君）

町有地、幼稚園の跡地とか、それから、診療所の跡地一体につきましては、町有地の利活用の基本方針ということで基づきまして、今、総務課長のほうを中心としまして内部委員会で整理といいますか、分類を行っておりまして、その委員会では、それぞれの土地について、民間による利活用を行うために、売却処分が望ましい土地であるということで整理をされているとお聞きをしております。

今後の具体的な決定につきましては、外部委員会の立ち上げなども含めて、処分を検討していくということになるわけでございますけど、いずれにしましても、この土地も将来的に町の中心部に、中心部のにぎわいといいますか、そういう活性化に起因するように、そういう場所となるように、町としましても検討をしていかなければならないんじゃないかと思っていますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

議 長（川副 善敬 君）

9番。

9 番（淡田 邦夫 君）

先ほど8番議員が、SSKの土地ということで質問をされました。この中で、総合計画の中に、61ページに、企業誘致のためにSSK、適地確保対策として、あとの数件の登記が終了しておらず、用地確保を行うと、先ほどの答弁では、あと7名が残っておられるということでお聞きをいたしましたけれども、これもまずはそういう確保をしていただきたい。

私も、その議員のとき賛成をした一人ですので、やはり、早目に解決をしていただきたい。

それから、この遊休町有地の活用ということで……

議 長（川副 善敬 君）

ちょっと、9番議員、遊休用地については4番議員が具体的にあげているんです、遊休用地、だから、基本的にだけ聞くようにお願いします。

9番。

9 番（淡田 邦夫 君）

はい、わかりました。

遊休町有地の活用ということで72ページに書いてありました。将来的に町の利用計画はなく、保有する必要のない町有地については積極的に売却を行い、先ほど町長が言われたとおりです。「民間等の活用を推進する」ということで町長が言われましたけれども、ここにはそういうふうに書いてあります。

将来的には利用計画がある場合であっても、当分の間、供用予定のない土地、土地の売却が困難な土地については短期的にも貸し出しを行う、そういうことで書いてありますので、これを大体この5年後でやられるものか、大体そういうことで、計画とかそういうことで、先ほど総務課長が計画をしておるということと言われましたけれども、今まで何年とそういうことで、今までもなっておるもんですから、どのように考えておられるのかなということでお伺いをしたい。

議 長（川副 善敬 君）

町長。

町 長（古庄 剛 君）

先ほど町有地の利活用の計画、基本方針ということで、総務課長が中心にということで内部委員会で検討をしておるわけです。

この中で、町有地をどうするのかというのは、やはり、供給と需要の関係もありまして、その中でやはり検討をさせて、時間的にどれくらいかかるのか、それはわからないわけですが、やっていきたいと考えておりまして、やはり、大規模な土地というのを優先的に調査整理をしていかなければならないんじゃないかと思っておりますので、よろしくお願い申し上げます。

議 長（川副 善敬 君）

9番。

9 番（淡田 邦夫 君）

今まで何度でも言うようです。町有地に関しては、各議員さんが、どうするのか、どうするのかということで質問をされて、今から計画する、こういうことで、できればきょう、町長の答弁では、ここまでこういうことをやったけれども、こういうふうにならなかったとか、そういうようなこともあろうかと思うんですけれども、全く以前からすると答弁も変わらないと私は思っております。

あと2人の方が町有地についていろいろとお聞きをされると思うんですけれども、そういうことで、私は、もう少し前向きのいろいろ検討をしたことであれば答弁していただきたい。

総務課長のほうにもちょっとお伺いしたいと思うんですけれども、どのように検討をされたのか、お伺いをしたいと思います。

議長（川副 善敬 君）
町長。

町長（古庄 剛 君）

私が今、町有地の利用についてということで、具体的などというこういうという、民間からの問い合わせとか、そういう全然話がないんです。だから、これを、こちらからどうしますよ、どうしますよというのは、ちょっとまだやっていないということで、あと、総務課長を中心にして利活用の基本の内部委員会がありますので、あとは総務課長のほうから答弁をさせていただきますので、よろしくお願いします。

議長（川副 善敬 君）
総務課長。

総務課長（山本 勝憲 君）

遊休町有地につきましては、町有地利活用基本方針を策定しておりますので、それに基づきまして、内部委員会としましては私が中心になって、副町長、理事、建設課長でしたか、そういう形で委員を構成しまして、一つ一つの土地について判定をしていこうということで考えておりますけど、なにぶん数が多いので、まずはその中心部とか大規模な土地を判定して、その中で検討をしていこうということでやっております。

先ほど町長が言いましたように、旧幼稚園跡地とか、旧診療所跡地、解体が終わりました。ああいう土地につきましては今、判定をさせていただいたところでございますが、それを具体的に処分となりますと、やっぱり処分方法等を検討していかないといけないということで、そちらにつきましては、外部委員会等の立ち上げも視野に入れながら今後検討をしていきたいなということで考えておりますので、よろしくお願いいたします。

議長（川副 善敬 君）
9 番。

9 番（淡田 邦夫 君）

7次総合計画で、そういう前向きの出とるということは、非常に喜ばしいことだということで思っております。

佐々町におきましては、ずっと回っておりますと、新しい住宅地があちこちに建っておると思うわけです。また、佐々町はそういうことで、あちこちから住みたいという方たちもたくさんおられるのではないかと考えて思っておりますので、どうぞ積極的にやっていただきたいということで思っております。

この町有地に関しまして1点だけ、ちょっと今でも町有地の活用が全くなされていないところが1か所ありまして、というのが、佐々駅から小浦駅間のところに、昔、臼ノ浦線ということであったと、それで、大体、臼ノ浦線が廃止になって約50年ぐらい、そこら辺のところは期間はわかりませんが、なったと、そして、そのこのところの臼ノ浦線があったところに150メートルぐらい、計測はしていませんけれども、大体そういう目測で150メートルぐらいあるんじゃないか。

それから、幅として10メートルぐらいあるんじゃないかということで思っております。これも町有地です。今まで全く何もなかったんですけども、このこのところの活用方法、今言うて、ぼって、答えろと言うても無理かもわかりませんが、何らかの形で活用方法があるんじゃないかということで思っておりますけど、どのように考えておられるのか、お伺いしたい。

議長（川副 善敬 君）
町長。

町長（古庄 剛 君）

今お話がありましたように、佐々駅から小浦間の旧臼ノ浦線、あれが廃止になりまして、今150メートルぐらいあるんですか、ちょっとわからんですけど、距離は。それがある。

これは、前、佐々川の横に鉱炭道路がずっと、小浦のほうからあって、それをまだJRの土地だったもんですから、それを買ったんです。そのときに付随して臼ノ浦線もどうだっていうことで話があって、町が買ったんですけど、今のところまだ何も使っていないというのが現状でございます。

両方とも田んぼに囲まれておりまして、なかなか利用価値が、どうするのかということと、あと、幅10メートルの150メートルって今、150メートルないかもわからないわけですけど、地形的に変形してきています。だから、そういう利用が限られると思います。これについても、町としましてもどうするのかというのは、今後検討をさせていただければと思っていますので、よろしくお願い申し上げます。

議長（川副 善敬 君）
9 番。

9 番（淡田 邦夫 君）

たとえば、療養所跡地、あそこを太陽光の発電にお貸しして、それだけのやっぱりお金が入っておるわけです。太陽光って限りませんけども、そういうことで、何らかの形で、やはり、お金を稼ぐということは必要ではないかなということでは思っております。

それから、やはり、いろんなことでまだ活用方法があるんじゃないかと、それから、農業委員会の方にちょっと聞いたんですけども、年に1回、その臼ノ浦線のところ、もと臼ノ浦線のところです。町から、草刈りだけはやってもらっておると、年に1回はそういうことでやっておるということで、農業委員会が何か言いよるとやなかとって言うたら、何も言わんと、何も使わんっちゃんというようなことでお聞きしたもんですから。

そういうことで、せっかくの土地があるもんですから、原子力もいろいろと問題になってきておる、それから、二酸化炭素に関してもいろいろ問題になってきておる。そういう活用方法を、町長が言われましたけれども、そういうことで、検討をするということで言われましたけれども、検討するだけじゃなく、何らかの実行をしていただきたいということで思っておりますので、総務課長から何かございましたら一応、活用方法でも。

議長（川副 善敬 君）
総務課長。

総務課長（山本 勝憲 君）

議員おっしゃられたアイデアも生かしながら、今後、内部検討委員会も含めて検討をさせてもらいたいと思います。よろしくお願いいたします。

議長（川副 善敬 君）
9 番。

9 番（淡田 邦夫 君）

総合計画においては、先ほど、当初言いましたように、議案第12号で、基本構想ということで審議があるわけでございますけれども、どうぞ、私ども、そういうことで計画、いろんな計画が、今度は、第7次総合計画においては、6次と違っていろんなそういう計画がなされております。

これをぜひとも、先ほどから言っておりますように、絵に描いた餅にならないように、町長、真っ先に、意識改革をしながら、どうぞ実行していただくように期待を申し上げておきます。

次、佐世保市との連携協約の今後についてということでお伺いをいたします。

佐世保市は、4市6町と平成31年1月に連携協約を締結されました。佐々町は、佐世保市と令和2年3月に連携協約を締結しましたが、佐々町の連携協約後、初めての幹事会が、この前の委員会で企画課長から、2年の12月の7日にテレビ会議で委員会が、幹事会があったということで報告をいただきました。

その中におきまして、佐々町は46事業中の29、プラスの4、33ですか、そういうことで加入しておるわけでございますけれども、その5市6町で、平成31年4月から、佐々町が加入したのは令和2年の4月、1年間で、1年前にいろいろ4市6町で話された、そのどこから佐々町が入れるもんか、そういう、例えば決まったことが、その前に、佐々町が入る前に決まったことがあったとした場合、佐々町は、その入ったときからか、前からそういうような協約の中に入れていただけるもんかをお伺いをしたいと思います。

議 長（川副 善敬 君）

町長。

町 長（古庄 剛 君）

西九州させば広域圏都市圏の協議会っていいですか、これにつきましては、今、幹事会については、昨年の12月の時点で本年度1回目、通算11回の幹事会が、1回目が開催されております。先月の2月の25日に2回目の幹事会が開催されているとお聞きしております。

昨年の12月の幹事会では、連携事業の進捗状況とか、今後のスケジュールについて協議がなされておるわけでございます。

先月、2月の幹事会では、来年度の連携事業の新規参画の確認とか、書面による協議会開催の予定されているなどの協議がなされたところでございまして、昨年度までに11回の幹事会が開催されておりますが、これは、平成29年度からの回数でありまして、平成31年の4月に都市圏がスタートした以降は、令和元年度中には3回の幹事会が開催されているということで、連携事業の進捗状況と、それから、佐々町の加入に関しての協議がなされているということでございます。

それで、令和2年度からの、本町が加入しまして佐世保市と4市7町の協議会となりましたので、一部の連携事業では担当者会議が未開催というのもあるわけでございますけど、それぞれの連携事業で担当者会議とか、佐世保市からの説明が開催されておまして、情報共有されているというのは考えておるわけでございます。

まず、都市圏ビジョンについては、平成31年の3月に策定されて以降、本町が加入するまでの間のビジョンの改定がされておりませんので、本町の加入が1年遅れでありますけど、他の市町との共有はできているのではないかと考えておりますので、どうぞよろしくお願いを申し上げます。

議 長（川副 善敬 君）

9番。

9 番（淡田 邦夫 君）

ということは、1年遅れで入っても、その協約、いろいろ、30、29項目ですか、33項目ですか、それに関しては支障がないということで判断していいわけでしょう。

ただ、この連携協約というのは、人口減少、少子高齢化社会において一定の圏域人口を有しながら、活力ある社会経済を維持するための拠点づくりで頑張っておられると思います。

前におられる方たちが全てがそういう幹事ということになっておるのではなかろうかと思えますので、どうぞ、佐々町のために一生懸命に頑張っていっていただきたいということで思っておりますので、今後とも御活躍を期待しておりますので、よろしくお願ひしたいと思えます。

それから、最後のあれですけども、町道の渋滞緩和状況ということでお伺いをしたいと思えます。

佐々佐世保市間の高速道路ということで、4車線化が始まり、大型トラックが非常に朝夕におきましては多くなってきております。

ここも、例えばうちの前から見ておりますと、8時前後、7時半ぐらいからずっと車が並んでおる状態です。ここの、高速道路の工事が始まる前からそういう状況で、今度は大型トラックがおる、ここの渋滞緩和について、この4車線が終わってしまうまでこのような状態になるのか。

そして、それから間もなくすると、先ほどの報告がありましたけれども、佐々松浦間の高速道路もぼちぼち始まってくる。佐々町のほうにおいても、その土地交渉が始まったということでお聞きしておりますけれども、今後ますますその高速道路のところの入り口の渋滞、多いときにおりますと、佐々駅からずらっと並んでおる。そして、向こうのほうは、小浦のほうの四ツ井樋のところから並んでおる、この状況がいつまで続くのか、何か対策があるのかどうか、それをお伺ひしたいと思えます。

議 長（川副 善敬 君）

町長。

町 長（古庄 剛 君）

対策っていうのはなかなか厳しいわけでございますけど、議員も御承知のとおり、今、佐々と佐世保間の4車線化工事っていうのが本格的に始まって、これは全部の区間を一緒にやっているんです。それでものすごく車の数が多くなって、土砂搬出とかなんかがあっているものですから、結局早く一気にやつつけてしまおうということで、佐々から大塔間を一遍にやろうと思ってやっているんですね。

それで車が多くて、一緒にやっているものですから、なかなか厳しいところで、早く4車線化工事を開通させようということでやっておられるというのをお聞きしております。

残土工事が、大型トラックの移動ちゅうことで、大変、一部渋滞が発生しているということでは我々も大変思っているんですけど、一つは、工事区間を制限速度を設けておられるんです。西九州自動車道の制限速度を、工事区間は、今、多分、何キロになっていますかわかりませんが、それが渋滞の原因にもなっているんじゃないかと思っていますし。

それから、工事については、搬出は8時半からということで今、事業者にはお願ひをしてやっているんですけど、そこが混んでいるっていうことと、それから、もう一つは、地元の渋滞緩和っていうことでお話をしていますけど、なかなか住民の方に御迷惑をかけているということは我々も承知でございまして、これからも、やはり住民の皆さん方にいろいろ迷惑をかけているということで、NE XCO西日本にもお話をさせていただいて、配慮できないかということは今お願ひをしているんです。

なかなかそれも厳しくて、町としましても、やはり、配慮できる、あれば、配慮をさせていただければと、お願いをしていきたいということを考えております。

それから、佐々インターにつきましては、工事がなくても朝夕は渋滞をして大変大きな課題となっているということで我々も思っています。

ただ、今おっしゃったように、赤崎線なんかは国道204のアクセス道路ということになるものですから、そこにまた渋滞でかかるって、それから、大新田地区の道路についても計画があったんですけど、家屋移転等でもなかなか厳しいということで実現に至っていないということです。

しかしながら、やはり、我々も道路網計画の中で、交通量の調査等を実施して検討をしていますが、やっぱり、役場の方面と、それから、小浦方面の直進するような迂回道路として、中央海岸線寄りに、佐々川寄りにルートをつくるのがいいんじゃないかという案も出ているんですけど、なかなかこれがうまくいかないということで、やはり、用地買収も絡むものですからなかなか難しいと。

今のところ3車線があるんですけど、これを4車線にするのもなかなか難しいわけです。

あとは、もう一つは、緩和措置というのが、この江迎までできれば、どれぐらい交通量が減るかというの兼ね合いがありますので、そういうことでしばらくちょっと様子を見なければならぬんじゃないかと我々は思っているところでございますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

議長（川副 善敬 君）

9 番。

9 番（淡田 邦夫 君）

見ておりますと、その解決、今質問した本人が、どがんして、この4車線と、それから、佐々松浦間の高速ができるまでこのままになるしかないのかなということで思いしながら質問をしておるわけでございますけれども。

先ほど町長が言われました。町道の今3車線になっておるということで、これは何とかもう少し活用方法が、素人ですけども、あるんじゃないかということで、3車線のとを見ておりますと、黄色い線があっち向いたりこっち向いたりしてなっておるものですから、ここの3車線をもう少し有効に活用して、交通緩和の何らかの対策に立てられるもんじゃろうかということで思っております。

それから、先ほど言われました大新田のところの、今後考えておられるということでございますけれども、まちづくりにおいても、やはり、何かのその高速ができてしもうてから、ストロー現象を起こす前に、やはり、何らかの計画を佐々町の活性化のためには、そういう道路網の計画というとも必要ではないかということで私は思っておりますので、今後のまちづくりについても、ぜひともそういうことで考えていただきたいと思いますので、町長は、そういう計画はあるということで言われましたけれども、ぜひとも実現していただきたいと思いますので思っております。

それから、今度は、令和2年の私、3月に、赤崎線の交通量の増大ということで、非常に、赤崎線が朝夕交通量が多いわけです。そのときに質問をしたときに、その四ツ井樋の信号機が、いつまでもいっちゃん変わらんで、ずらっと渋滞しておるということで質問をいたしました。

そして、それから1か月後ぐらいに建設課の担当者が、そういうことで信号機のあれを変えたからということでいただきました。そういう返事をいただきましたけれども、そのときは本当にありがとうございました。

その今のところの、四ツ井樋のところの信号機についてまたお伺いをしたい。

今、メロディー橋からその四ツ井樋の信号機まで、左側にずっと歩道が、グリーンベルトが、通学路がされております。そして、四ツ井樋のところの信号機のところのちょうど入り口のところにポールが4本立っております。このポールが4本というのは、言いました通学路を、今までの通学路の緑の線よりか左のほうにずっと停めて信号機待ちしておったわけです。それで通学路を確保すると、これは当然だと思います。

ところが、その道路が、ポールを立てたから道路幅が狭うなってしまうわけです。そして、離合するところに向こうからこっちへ、赤崎線のところの信号機に停まっておって、向こうから来る、これ道路が入られんわけですわ、なかなか。

大きな車がおって、その道路幅が4メートル500あるわけです。それで、ぴしゃっと止めきるとであればいいんですけども、例えば右のほうに停まっておった場合には、そういうことで、非常に、この町道から入ってきたときに狭いもんですから、ここのところを何とか解決の方法がないんだろうかということで思うもんですから、その点を、建設課長でも、一番御存じだと思いますので、お伺いしたい。

議長（川副 善敬 君）

建設課長。

建設課長（川崎 順二 君）

御指摘のとおりでございまして、赤崎線から県道への出口につきましては、先ほど申されました歩行者の歩行空間の確保、これが絶対でございまして、この安全対策のために、グリーンベルト状に車両が停車しないように、昨年末にポストコーンといいますポールを立てております。

これによりまして、車がこのポールにぶつからないようにということで左側をちょっと開ける、この状態のために、中央寄りに車が停車してしまうことがありまして、対向車線が確かに狭くなっているというところでございます。

この区間につきましては、以前、平成17年に小規模の拡幅をしたところでございますが、今回御指摘のとおり状態になっておりますので、再度またそこら辺現地を確認しまして、拡幅等が可能であればということで、これにつきましては用地の問題、予算の問題が出てまいりますので、十分に検討をさせていただいて進めさせていただければというふうに思っているところでございます。

議長（川副 善敬 君）

9 番。

9 番（淡田 邦夫 君）

今、建設課長からそういう前向きの答弁をいただきました。検討しとるわけじゃなし、ぜひとも実行していただきたい。いつかは、あそこは事故が起こると思うわけです。

そして、あそここのところに1メートルぐらいの例えば用地を確保するとなれば、看板用のポールが2本立っておる、それから、外灯が立っておる、それで、今のところ、あそこの民間の方の土地ですから、交渉次第によってはわかりませんが、そういうことで、ぜひとも実現していただきたい。

本当に事故が起こってからでは遅いんじゃないかということで思っておりますので、あそこの右側にも白線が引いてあるわけです。あれは白線が引いてあるんですけども、あつてないようなもんです。そういうことで、ぜひとも検討をしていただきたいということで思っております。

もう1件ですけども、そここのところの信号機、ちょうどレストランの信号機があります。そ

れから、こっちべたに四ツ井樋の信号機があるんです。大体あそこの信号機の距離として50メートルぐらいだと思います。

停止線をした場合には約30メートルぐらいしかありません。そして、朝夕のラッシュのときに、あそこの30メートルの間隔のところに車が十五、六台停まる。そして、赤崎線が青になった場合には、まずは直進車が第一です。それから左です。左まず。そしたら、右が曲がられんわけです、あそこがいっぱいになって。

そして、後ろから、右に曲がるところは、後ろは全部Uターンして、204号線とかなんとかに行ってしまうわけです。そして、どうしてもいかんときには、右に右折する場合にはあそこで渋滞してしまう、次から次に来て、全然あそこが出られないような状態です。

私が言いよると、建設課長、わかる。何ば言いよるか。わかるならいい。

そういうことで、あそこの何らかの解決のなかろうかということだと思うものですから、そういうことで非常に住民の方たちも困っておられるんじゃないかということだと思っています。

我々とする、例えば、右に曲がる、全然出られんわけです、あそこが。そして、後ろにずらっと並ぶ、何かそういう考えがございましたら、解決の、知恵を貸していただきたいと思います。よろしくお願いします、建設課長。

議長（川副 善敬 君）

建設課長。

建設課長（川崎 順二 君）

申し訳ございません。その当該地点につきましては、先ほど議員もおっしゃいましたように、以前御指摘をいただいた際に、公安委員会等とも調整をしまして、信号機のタイミングを変えているところがございます。

通常、赤崎線から県道への出口につきましては、押しボタン式、感知式信号になっているんですが、朝の時間帯だけは、小佐々方面との三差路の信号機と連動させて調整を図っていただいているところがございますが、何分交通量自体が、小佐々方面に行く車がかなりありまして、それがずっとつながっている状態、慢性的につながっている状態になっているようです、朝ですね。

ですから、この問題につきましては、また公安委員会のほうとも相談をしながら、その先のほうの信号の調整等を、可能であればそういった相談をしていければなとは思っているところでございますが、現状としては、公安委員会のほうとしてもできる範囲のことはやっていただいているという状況でございます。

以上です。

議長（川副 善敬 君）

9 番。

9 番（淡田 邦夫 君）

佐世保市の工業団地もあるし、非常に、先ほど言いましたように、信号機の間隔は50メートル、停止線が30メートルぐらい、車があそこに並ぶのが十五、六台でいっぱいになってしまうものですから、右折ができない。

そして、もう一つは、赤崎線のところの非常に車がなくなった、前も質問をしましたけれども、いやいや建設課長が少のうなったんですよということで言われましたけども、あそこの速度規制がない、赤崎線のところに。ここを、やはり朝夕は、かなりとばしてくるわけです。

我々は、あそこの地元の住民ですから、止まって待つとく。ところが、よその人たちは、て

れっとして、ぱあっと来る。そういうので、非常に交通量としても危ないもんですから、そういう速度規制、そういうことができないのかなということで質問をしておきます。何かありましたら。

議長（川副 善敬 君）
建設課長。

建設課長（川崎 順二 君）

今の件につきましては、平成27年度に速度規制の要望ということで、当時の町長、議長名連名で出されているようでございますが、当時、江迎警察署のほうにその要望書を提出しまして、警察署のほうで現場の確認をされた後で、車両の実勢速度はいずれも時速30キロ前後であるので、速度規制にかかる実効性は乏しいということで、速度規制の見直しを行わないということでの回答をされているようでございますが。

それ以降、自動車の交通量等も増えている状況ということもございますので、そこら辺も踏まえまして、再度そういった同じ要望になるかと思いますが、していければなということで考えているところでございます。

以上です。

議長（川副 善敬 君）
9 番。

9 番（淡田 邦夫 君）

地元の住民からすると、信号機、その速度ということで、いつもごみ捨ていくとか、そういうことで、いろんなことで我々はするもんですから、非常に危険に思っておるところでございます。

ぜひとも、信号機に関しても何らかの対策はあるんじゃないかと、それから、速度規制に関しましても、そういう前向きに検討をして、再度でも要望をしておきますので、どうぞよろしくお願いいたします。質問を終わります。

議長（川副 善敬 君）
しばらく休憩します。

（15時04分 休憩）

（15時15分 再開）

— 日程第6 一般質問（長谷川忠議員） —

議長（川副 善敬 君）
休憩前に引き続き会議を開きます。
次に、一問一答方式により、4 番、長谷川忠議員の発言を許可します。
4 番。

4 番（長谷川 忠 君）

4 番、長谷川です。質問書の通告書にのっとって進めていきたいと思っております。
では、令和3年4月からの小中学校タブレット端末導入についてお尋ねします。

このことについては、新事業のため、予測不能な事柄でもありますので、よろしくお願いします。

コロナ禍において、国の政策として、昨年のコロナウイルス感染拡大に伴い、前例のない小中学校全国臨時休校の選択肢が打ち出されました。それにより、先の見えない児童生徒たちに自宅学習低下が課題となり、国は他国より遅れていたインターネットを活用したオンライン自宅学習を、本年4月より、児童生徒たちに1人1台ずつのタブレット端末が導入され、利用できます。

そこで、デジタル化により教育の在り方が大きく変わる影響が心配されます。教科書を紙からデジタルに移行することにより、子どもの学力や生活習慣に支障は生じないのか。

また、児童生徒の家庭にタブレット端末を導入にあたり、説明資料などの配付はされているのですか。

もう一つの課題は、教育現場の教職員へ、タブレット端末導入により指導力の負担増につながるのではないかと懸念しております。そここのところについて、教育長、お答えをお願いします。

議 長（川副 善敬 君）

教育長。

教 育 長（黒川 雅孝 君）

御質問の件でございますけれど、当初、児童生徒1人1台にタブレット端末及び通信機器の整備については、令和元年度から令和5年度までの5年間で整備をするという構想でございました。

しかし、議員御指摘のとおり、令和2年4月、国において緊急経済対策がされ、閣議決定された補正予算において、全ての事業が令和2年度に前倒しとなり、かなりハードなスケジュールの中で取り組んできたところでございます。

現在の状況では、各校のLAN配線設備工事などの通信環境の整備が終わり、タブレット端末について現在ソフトのインストール等にかかり、令和3年度初めから各学校に配備できる見通しでございます。

このことによって、教育が大きく変わるということが予想されます。今までにない教育ツールでございますので、しばらくの間は教職員も保護者も児童生徒も戸惑うことが多いと思いますので、できる限りスムーズに運用ができるようにということで、私どもとして学校とともに次のような取組を行ってきたところでございます。

1つは、教職員研修の実施ということで、令和2年度からプログラミング教育を中心とした先進校視察研究の研修会に、教職員を積極的に参加させてまいりました。確かに新しいことですから、教職員の負担増といいますか、肉体的な負担ではなくて、慣れに対する負担増を少しでも緩和したいという趣旨から行ってきたところでございます。

また、本町の委託事業として、各学校のICT支援員を配置しておりますので、その支援員を活用した校内研修、また、既存のタブレットを使った研究授業等の実施を行ってきたところでございます。

常時1人1台のタブレットを所持する中での授業については、今後も研修を重ねていくことが必要と考えていますが、少なくとも本町の教職員については、タブレットを使った授業に対するイメージはつかめているというふうに理解をしているところでございます。

今後でございますけど、さらに、少し教職員も児童生徒もタブレットに慣れた頃、来年の8月ぐらいを予定しておりますけれど、県教委に来町いただいて、本庁職員を対象としたGIGAスクール構想についての講演並びに演習をする予定としておるところでございます。

2つ目は、導入にあたっての保護者の理解を促すことでございます。

現在、タブレットを導入することによって授業がどのように変わるのかというGIGAスクールの考え方、GIGAスクールの考え方は議員御指摘のようなオンライン自宅学習も一つでございますけれど、これはすぐにはできることではないだろうというふうに思っております。

GIGAスクールの目指すところについて、啓発をするための資料の作成、また、家庭に持ち帰る場合はどうするのか等々の資料を作成をし、PTA総会等で保護者の説明を行うという予定になっております。

導入当初は学校での使用が主となると考えておりますけれど、使用方法に慣れてくれば、家庭学習にも順次活用していきたいというふうに思っておりますし、当然緊急時の場合については、十分配慮しながらやっていきたいと思っておりますのでございます。

以上です。

議 長（川副 善敬 君）

4 番。

4 番（長谷川 忠 君）

ありがとうございます。今、おっしゃったGIGAスクール構想です。これは政府が、文科省ですか、文部科学省が提唱している児童生徒向けの一人一人の端末、高速大容量の通信ネットワークを一体的に整備し、多様な子どもたちを一人も取り残すことなく、個別最適化された創造性を育む教育を念頭に置いて全国に取り入れようとなさっています。

それは分かるんですけど、でも、いろいろ本当先が見えないんです、これが。新しい取組で、うちの場合は、佐々町はこのコロナが発生したときに、他町村よりもちょっと早いぐらいにタブレット導入をお考えになったということによかったんですけど、だんだんこの日にちが近づくにつれて、不安視が結構あるんです。

それというのも、どうしても健康面の不安、やっぱりデジタル教科書に移行することによって、視力や生活習慣の変化によってインターネットの依存などの心配もあるのではなかろうかと思うんですけど、そこのところはどうか、教育長。

議 長（川副 善敬 君）

教育長。

教 育 長（黒川 雅孝 君）

御指摘のように、確かにプラスばかりではないという懸念も抱いているのは事実でございます。御指摘のように、本当に初めての経験、未知の教材を使うということでございますので、今後とも保護者、また学校の御指摘等協議しながら改善を重ねていく必要があるだろうなというふうに思っています。

視力の低下等健康面での不安もございますけれど、使用する条件等について協議しながら、対応を進めていきたいなというふうに思っております。

以上です。

議 長（川副 善敬 君）

4 番。

4 番（長谷川 忠 君）

取組として不安視されることも多分にあるのですが、インターネット環境を整えて、家庭の

世帯に貸し出すわけですよ。Wi-Fiルーターの通信料負担をし、今後の感染拡大のため、学校休業に備える。そういうこともあってインターネットを使うわけですが、安全なインターネットの環境を構築する、この課題がまだ残っているんじゃないかなと、まだちょっと。

そこで、やっぱり小学生から中学生ですよ。そうすると、高学年の生徒になると、ネット通信によってセキュリティーをつけても閲覧制限の抜け道を見つけ、長時間遊びに使うような可能性もなきにしもあらずという形じゃないでしょうか。そのところもちょっと懸念されるんです。教育長、どういうふうに対策なさろうと思っていますか。

議長（川副 善敬 君）
教育長。

教育長（黒川 雅孝 君）

現在、貸出しといいますか、本町に導入するタブレットには、アクセスできないような不適切サイトやSNSへのアクセス制限を設けようと思っておりますし、なかなか非常に優れた子がおれば、いろんな改良を加える可能性がございます。そういうことについては、履歴は残りますので、個別に指導していくということになろうかと思っています。

完璧な対策とは思えない節もございますけれど、一応現在考える範囲での対策は施して、対応していきたいというふうに思っているところでございます。

以上です。

議長（川副 善敬 君）
4 番。

4 番（長谷川 忠 君）

海外の事例なんか見てみますと、教育現場による授業でタブレット端末を使う教員からは、子どもはタブレットを操作すると、勉強したつもりになるが、実際には知識や思考が定着していないという報告もあるんです。また、デジタル教科書を使用することで、学力が上がるという根拠もないわけです。

だから、デジタル教科書の便利な機能によって、読解力の育成が阻まれるおそれもあると伺っておりますが、教育長、どうお考えでしょうか。

議長（川副 善敬 君）
教育長。

教育長（黒川 雅孝 君）

議員御指摘のという部分もあろうかと思っております。これは実は、本町が電子黒板を導入するときにも一つ話題になったところでございます。いわゆる映像教材というのは分かった気になるけれど、身についていない。やっぱり手を動かしたりしながらやらないと、身につくというものではないというような指摘を受けたところでございますが、あに図らんや、やはり現場の教師の工夫もあったと思いますが、現在電子黒板については、そういう弊害は報告は出されておられません。

むしろ映像プラス書くことなり、現在、書くとか、伝えるとかということについて、各学校では授業改善に取り組んでおるところでございますけれど、弊害がある部分を弊害にしない授業の工夫というのが、今後教師に求められてくるものであるし、逆に、本町にはある学習支援ソフトを入れますけれど、数学の授業で、ちょっと説明をして、演習問題を1つ解かせて、あ

とはそれぞれの進捗、それぞれの理解度に応じて問題を解かせる、タブレットの中に入った問題を解かせていく、いわゆる個別化した授業とかということであれば、学力向上につながっていくんではなかろうか。

また、今後の課題でもあるでしょうけれど、引っかかったところ、子どもがつまづいているところを自動的に分析する機能等を備えるようになれば、これは画期的な学力向上の機能を備えることになるんではなかろうかなというふうに思っているところです。

以上です。

議 長（川副 善敬 君）
4 番。

4 番（長谷川 忠 君）

分かりました。そうやってインターネットのあれで家庭環境が変わるわけです。そこで、家庭のほうでWi-Fiをひいたりすると、いろんなお金がかかってきちゃったりするじゃないですか。やっぱり個々にそういう家庭内の負担ができるっちゃうことで、やっぱり本町としてはWi-Fiを取り付けるとか、負担の料金を、インターネット料金です、そういうのを出しただけなんです。ちょっとお伺いしたい。よろしくお願いします。

議 長（川副 善敬 君）
教育長。

教 育 長（黒川 雅孝 君）

これ、また予算に絡むことでございますけれど、現在考えということで御説明させていただければ、令和2年の4月8日の時点で、Wi-Fiルーターが、Wi-Fi環境があるかどうかというアンケート調査を佐々町内の小中学校で行っております。

明確に「ない」と答えた子が7%程度、しかし、小学校の低学年Wi-Fiルーターって分からないし、不明というのもございましたので、大体今年度225台ほど貸出しができるWi-Fiルーターをお願いしたいなというふうに思っているところです。

これでいけば、準要保護、要保護の世帯と合わせて大体いけるんではなかろうかなとは思っております。これもやってみないと分からないというところございますけれど、そういった計画を持っているところです。

以上です。

議 長（川副 善敬 君）
4 番。

4 番（長谷川 忠 君）

ありがとうございます。タブレット端末が今後、4月から使うようになって、やっぱり耐用年数が5年ぐらいとお聞きしているんです。そうすると、どうしても買換えが必要になるといいうときに、タブレット端末が1台4万5,000円とちょっとお伺いしていますぐらいですんで、また更新時が、お金が、費用が発生するんですけど、これは交付金が継続的に出るものか、そのところはちょっとまだお分かりにならないんでしょう。

議 長（川副 善敬 君）
教育長。

教 育 長（黒川 雅孝 君）

議員御指摘のことが大きな不安として、教育委員さん方からも御指摘されたところでございますけれども、本年度タブレット1人あたり4万5,000円の補助がございました。大体6,000万ぐらいをかけて国の補助を活用して、1人1台のタブレットが整備されたという経緯がございます。

これからのタブレット更新期の費用負担については、もう本当に気になっているところでございますけれども、現段階において国のほうからの今後の支援策については、明確な方針は決まっていはいないという状況でございます。

私どもといたしましては、長崎県市町村教育委員会連絡協議会並びに教育長会等を通じて、国への要望事項としてあげていきたいというふうに考えておるところでございます。

以上です。

議 長（川副 善敬 君）

4番。

4 番（長谷川 忠 君）

どうもありがとうございました。適切にいろいろと教えていただいてありがとうございます。では、2問目の質問に移らせていただきます。

佐々町都市計画マスタープラン・アンケート調査についてお尋ねします。

令和2年9月1日より9月15日にて実施された。調査対象者は本町在住の18歳以上の2,000人の方からアンケート調査の回収がありました。その回収率は747件で、回収率としても37.4%という平均値よりも高い数値、結果がありました。これは、町民の関心度の高さが明白なるものと思われま。

現在、本町には32町内会があり、今回の回答者の性別でも男性227件、割合は41%、女性は324件、割合は59%の回答が得られました。

調査数値の結果による上位は、防災に関する重要度が高く、土砂災害や水害などの様々な災害に対応できる安全安心なまちづくりの関心が多く、また、買物環境は、若年層には満足度は高いのですが、高齢者になり、車の運転ができなくなると日常の買物や通院にも困る。買物支援や通院支援などの行政補助を望まれています。将来的には、子どもからお年寄りまで安心して暮らせる医療・福祉環境の整った町を求める声が多かったようです。

今後、アンケート調査の結果を踏まえて、住民の考えをどのようにお考えでしょうか、町長。

議 長（川副 善敬 君）

町長。

町 長（古庄 剛 君）

議員も御承知のとおり、本年度から令和3年度にかけまして、佐々町の都市計画のマスタープランっていうのを、及び立地適正化計画っていうのを策定することとしておるわけでございます。

この計画は、今後の人口の減少とか、少子高齢化の進展などで社会の情勢とか構造が変化する中で、本町が都市機能を維持しながら、住む人、それから訪れられる人にとって良好で快適な環境づくりをやり続けるために、都市の利用とか、都市機能、都市の施設、環境の在り方など、基本的な方針を定めるものでございまして、居住の誘導の区域とか、それから都市機能の誘導区域を設定しながら、コンパクトな持続可能なまちづくりを行っていくということを目的にしているわけでございます。

国においても、本計画を策定しながら市町村を集中的に支援していくという方向が定められておりますので、今後、各種の補助事業の採択を受けるためには、本計画の策定が必要だということで我々も認識しているわけでございまして、先ほど、議員が御指摘のありました、そのために策定にあたりまして9月にアンケート調査を実施しております。

回答については37.4%だったということで、アンケートについては、今後の都市計画のマスタープランと、先ほど申しました立地適正化の作成に重要な要素を活用していくということになるわけでございまして、具体的には先ほど言われましたように、満足度とか重要度のアンケートから、佐々町の強み、弱みなどを分析しながら、これを活用しながら、今後の諸課題に向けて、解決に向けて施策を行うと、優先順位をつけるということで根拠になるわけでございます。

また、公共機関の利用とか、許容される徒歩圏についても、今後居住の誘導区域を認定する基礎資料ということで利用活用したいと考えておりまして、先ほど申しましたように、人口の減少、少子高齢化が進んだ場合、本町において懸念される事項を明確に把握しながら、やはりコンパクトなシティといいますか、まとまった形の形成について、やはり町民の皆様からの考えを取り入れながら、本町としての組織の総合的な指針を、計画を策定していかなければならないのではないかと考えておりますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

議 長（川副 善敬 君）
4 番。

4 番（長谷川 忠 君）

先ほど、前に9番議員のおっしゃったように、絵に描いた餅にならないように、御検討のほどよろしくお願いします。

では、次にまいります。この次の分もちょっと前回お話になられた、9番議員のお話になるんですけど、いかさせていただきます。

本町の遊休地（町有地）についてお尋ねします。

旧町立幼稚園跡地、旧町立診療所の解体工事後における敷地利用、活用の検討は、その後どのような方向性で考えていらっしゃるんですか。

この件に関しては、令和元年9月定例会一般質問の中で、先輩9番議員が、遊休地利活用の検討はどのようになっているのかと質問されました。そのとき、町長は答弁で、公有財産の利活用方針は内部委員会、外部委員会、コンサルタント等を入れて十分に研究をするとおっしゃいました。その後の経過をちょっとお聞きしたいなと思って、よろしくお願いします。

議 長（川副 善敬 君）
町長。

町 長（古庄 剛 君）

この土地につきましては、先ほどのお話もありましたように、町の中心部でありまして、大規模な土地ということで、町立診療所、町立幼稚園の解体工事を踏まえておりまして、これそれぞれ、まちなかの町有としまして、経過を報告したところでございます。

先ほど申しましたように、旧佐々幼稚園につきましては、30年に建物の解体を行っておりまして、現在まで短期的な貸付けというのが行いながらも、跡地を今管理しているところでございます。それから、町立診療所の跡地につきましても、令和元年に隣接する第一保育所と里公民館と併せまして解体を行いまして、跡地管理を今やっているところでございます。

いずれも町の中心部ということ一致しておりまして、佐々駅やバス停からも近い、利便性が

いいと。それから、幼稚園の土地は2,700平方メートル、診療所の跡地の一帯は約4,000㎡ということで、面積も広いということで、今後の利活用というのを多くの方が注目されているのではないかと考えているわけでございます。

そこで、現在、このような、まちなかの町有地を含めて、町内に存在をします遊休の町有地につきましては、令和元年度に制定いたしました町有地の利活用の基本方針に基づきながら、総務課長を中心に、内部委員会で整理分類を行っているということをお聞きしておりまして、内部委員会では、町有地の調査結果に基づき個別の整理を行っていきませんが、普通財産の町有地は町内に多く存在をしているため、やはり中心部に存在する土地とか、大規模な土地などを優先して、調査しながら分類を行っているということでございまして、内部委員会の検討では、それぞれの土地について、民間による利活用を行うための売却処分が望ましいという整理はしておるわけでございます。

今後の具体的な決定としましては、先ほど申しましたように、外部委員会を立ち上げも含めながら、処分の検討を行っていくことになるわけでございますけど、いずれにしても、この土地が将来的に町の中心部のにぎわいに起因するような場所になるように、やはり検討していかなければならないんじゃないかと思っておりますので、利活用については決定をするまでもう少し時間がかかるんじゃないかと思っておりますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

議 長（川副 善敬 君）
4 番。

4 番（長谷川 忠 君）

この中でも特化して、やっぱり佐々幼稚園跡地は目立つんですよね。あそこが国道204号線よりMR佐々駅に向かうメインストリートじゃないですか。そうするとやっぱりちょっと側面にあるもんですから、広大な土地2,700㎡ですか、あるとのことですから、それだけ目に飛び込んでくるんです。するとやっぱり近隣の市町村の方たちが「何であそこは、あのままほっと」とって感じで声を聞くんです、やっぱりどうしても。

それで、そういうことでやっぱり空き地があのままというのは、どうしても一等地ですから、早急に誰にでも売るというわけは、あそこは普通財産ですか、どうなんですか。そこんとこちよっとよろしいですか。

議 長（川副 善敬 君）
総務課長。

総務課長（山本 勝憲 君）

普通財産となっております。旧幼稚園の解体を行いまして、1年間は普通財産として教育委員会のほうで管理しておりましたけど、本年度4月から普通財産の管理は大体総務課がやっておりますので、うちのほうで管理をしているということでございます。

以上です。

議 長（川副 善敬 君）
4 番。

4 番（長谷川 忠 君）

すると、営利目的であんまり使えないという状態になるんですか、どうなんですか。そうい

うわけでもないんですか、お願いします。

議 長（川副 善敬 君）
総務課長。

総務課長（山本 勝憲 君）

普通財産ですので、基本的には通常の不動産、民間の不動産と同じような形で取扱いができるという形になります。

議 長（川副 善敬 君）
4 番。

4 番（長谷川 忠 君）

その土地をどうにか利活用できないかと、あのまま柵の中でやっぱり目立つから、だから今年は3月の恒例のイベントであるジョギング・フェスティバル、県内外の来場者を迎え、本町も春の風物詩、河津桜・シロウオまつりのにぎわいが訪れる季節なのに、今年はコロナ禍の中、ジョギング・フェスティバルは中止、そのような中、商工会主催による河津桜・シロウオまつりおもてなしスタンプラリーのイベントが今月末まで行われています。

こうやってスタンプラリーといって店舗に、皆さんにここを回っていただいて3つですか、店舗を回っていただくと商品をゲットするとかそういうことで、商工会のほうもいろいろイベントをやっていますが、そうやってイベントに駐車場を開放なさっているとお聞きしております。

ところで、これをもっと臨時駐車場として、これからも活用できないものかと。常時駐車場はちょっといろいろ問題があります。でも、他町村から来られたときに、土日祝日だけでも駐車場として利用するということはできないもんですか。大体佐々は駐車場があるからいいと言われるんですけど、路駐するよりも、やっぱりあんだけの土地があるから、あそこを利活用できないものかと、土日祝日限定でもいいから開放していただけることは検討できませんか、町長。

議 長（川副 善敬 君）
総務課長。

総務課長（山本 勝憲 君）

土日祝日等の開放についてということでございますが、通常のイベント等、今回の河津桜・シロウオまつりにつきましても、役場の横の駐車場等を開放させていただいて、イベント等の駐車場に使われているという状況がございます。通常の土日であれば、ほかの裏の駐車場も開いてございますし、そういうような形で、今のところあそこ舗装もしてありませんし、町有地の維持管理上は短期の貸付けにつきましても、今もやっているところでございますので、そのような場合は貸付けという形で利活用させていただきたいと考えておりますけど、土日の一般の無料駐車場としての開放というのは、今のところ考えていないということでございます。

以上です。

議 長（川副 善敬 君）
4 番。

4 番（長谷川 忠 君）

やっぱり実現はできませんかね。アスファルトをすとか、本格的に駐車場にするというようなことは望みませんが、せめて土日祝日あそこを開放してはいかがかなと思ったんですけど、検討はできませんか、町長。

議 長（川副 善敬 君）

町長。

町 長（古庄 剛 君）

今、総務課長が申しましたように、舗装もしていないということと、それから、やはり駐車場ということで平面ではあるんですけど、なかなか整理がしていないと。やはりそこを駐車場として管理またせなけりゃいけないわけです。土曜、日曜貸すにしても、事故とかいろいろなことが起きた場合どうするのかというのもありますので、なかなかそれを開放するというのは難しいのではないかと考えておりますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

議 長（川副 善敬 君）

4 番。

4 番（長谷川 忠 君）

分かりました。

では、第4問目にまいりたいと思います。

3月下旬に迎える町制80周年記念式典についてお尋ねします。

コロナ禍による3月28日日曜日の町制80周年記念式典は、どのように開催されるおつもりなのか、お聞かせください。

議 長（川副 善敬 君）

町長。

町 長（古庄 剛 君）

長谷川議員も御存じのとおり、本町が昭和16年1月1日に町制を施行しておりまして、今年でちょうど80周年を迎えるとあたりまして、やはり記念式典を開催しようということを考えております。

前回の70周年式典におきましては、表彰者が73人のほかに来賓とか招待者、アトラクション等の出演団体などで400人以上の方が御案内をさせていただいたわけでございます。

しかしながら、御存じのとおり、今回は新型コロナウイルスの感染症が拡大するという中で、全国的にも緊急事態宣言が発令されておりまして、国民の皆さんと一体となって感染防止に取り組まなければならないという中で、現在は新規感染者は減少傾向ということになっておるわけでございますけど、今後も感染症対策を持続しながら、リバウンド防止に取り組まなければならないという考えをしておるわけでございます。

このような中で、本町と同様に記念式典を迎えます他の自治体のこともありましたが、式典の中止とか延期、出席者の規模縮小による開催が行われている状況でございますので、本町においても80周年の記念式典をどのようにするか検討をしております。

感染拡大の防止のために規模を縮小して開催をすることといたしまして、出席者というのは表彰者の皆様と、それから町議会議員の皆様に限らせていただきました。

また、コロナの感染症対策としまして、式典の当日というのは入場前の検温とか入り口等へ

の消毒液の設置、それから受付時間の分散、出席者間の距離を十分確保するなどの対策を取りながら、町としましては実施したいと考えております。

さらに、以前にも式典で行ってございました合唱団などのアトラクションも行わないこととしておりまして、また、アトラクションの代わりに今回は保育所とか小中学校、清峰高校の各種団体の町制施行80周年をみんなでお祝いするメッセージというのをお願いをしながら、メッセージのビデオ作製を行って、それをやりたいと町としては考えていますし、本町の未来を担う子どもたちに、町制施行の節目に関わる機会が少なかったと思いますが、このお祝いメッセージビデオを通して、町の歴史や町の未来などを、心を込めて伝えていきたいと考えているところでございます。

当日、このメッセージビデオを会場で放映することとしながら、その後、町のホームページにも掲載するという予定で考えているところでございまして、式典の様子も記録用としてビデオ撮影を行いますし、また、御招待できなかった皆様や町民の皆様が、後で式典の様子を町のホームページなどで閲覧をできるように、町としましても検討しているところでございます。

新型コロナウイルスの感染拡大防止のために規模を縮小する式典となるわけでございますけど、やはり町制施行の80周年を迎えるということで、真心を込めて開催したいと考えておりますので、どうぞ御理解をいただければと思っておりますし、御協力をお願いしたいと思っておりますので、よろしくお願い申し上げます。

議 長（川副 善敬 君）
4 番。

4 番（長谷川 忠 君）

そうやっていろんなことをコロナ禍の中で考慮しながら、大変な80周年の記念式典となる形ですけど、70周年記念の式典のときには、「記憶は未来へ 旅をする ～炭鉱・国鉄松浦線とともに～」というDVDなんか作製なさっていますよね。今年はそういうのはないわけですね。だから、DVDで放映というか、画像を撮ったやつのみで、結局インターネットか何かで配信なさるんですか。そういう形になるんですか。

議 長（川副 善敬 君）
総務課長。

総務課長（山本 勝憲 君）

先ほど町長が言いましたように、まずメッセージビデオを作製しております。こちらにつきましては、ホームページに掲載させていただこうと思っております。

式典の様子のビデオ撮影をやる予定にしております。こちらのほうも実際にホームページに掲載できないかということで、こちらは検討させていただいているという状況でございます。以上です。

議 長（川副 善敬 君）
4 番。

4 番（長谷川 忠 君）

佐々町の歴史的な節目でもありますし、町制80周年を記憶と記録に残る式典となることを願って終わります。

議 長（川副 善敬 君）

以上で、4番、長谷川忠議員の一般質問を終わります。

以上で、本日の日程は全て終了しました。

本日はこれで散会いたします。

（15時54分 散会）